

富山県廃棄物処理計画

(とやま廃棄物プラン)

～社会の変化を乗り越えた新しい循環型社会を目指して～

令和3年3月

富 山 県

目 次

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象とする廃棄物	3

第2章 廃棄物の現状

第1節 本県の地域特性	4
第2節 廃棄物の現状	5
1 廃棄物の排出及び処理の状況	5
(1) 一般廃棄物の状況	5
(2) 産業廃棄物の状況	10
2 廃棄物処理施設の状況	18
(1) 一般廃棄物処理施設の状況	18
(2) 産業廃棄物処理施設などの状況	21
3 廃棄物の不適正処理の状況	23
第3節 これまでの取組みの評価	25
1 第3期計画における減量化などの目標設定	25
2 第3期計画期間の主な取組み	25
3 一般廃棄物の目標達成状況	27
4 産業廃棄物の目標達成状況	27

第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

第1節 廃棄物における最近の課題	28
第2節 廃棄物の排出抑制・再使用に関する課題	29
第3節 廃棄物の再生利用に関する課題	30
第4節 廃棄物の適正処理に関する課題	30
第5節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減	31
第6節 地域社会に貢献する優良な廃棄物処理業者の育成	31

第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

第1節 本県の目指すべき循環型社会の姿	32
1 富山県の将来像	32
2 施策の基本的方向性	32
第2節 計画の目標	33
1 一般廃棄物の目標	34
2 産業廃棄物の目標	35

第5章 循環型社会づくりのための推進施策

第1節 新たな課題の解決に向けた重点的取組み	36
1 プラスチック類の資源循環の推進	36
2 食品ロス・食品廃棄物の削減の推進	37
3 ウィズコロナ・アフターコロナ社会における取組みの促進	37
4 災害廃棄物対策の推進	37
第2節 循環型社会の実現に向けた3Rの推進	39
1 廃棄物の排出抑制・再使用の推進	39
2 廃棄物の再生利用の推進	39
第3節 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進	42
1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進	42
2 不適正処理防止対策の推進	43
第4節 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進	44
1 富山の地域性を活かした地域循環圏の形成	44
2 各主体が連携・協働した3Rの取組みや県民運動の推進	44
第5節 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出	46
1 脱炭素社会づくりの推進	46
2 次世代環境産業の創出と人材の育成	46
推進施策の体系	48

第6章 各主体の役割

1 県民の役割	51
2 事業者の役割	51
3 民間団体などの役割	52
4 行政の役割	52

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備	53
2 計画の進行管理	53

用語解説	55
------	----

1 計画策定の趣旨

富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観、豊かで美しく、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾、さらには本州一の植生自然度を誇る森林、「名水百選」「平成の名水百選」に全国最多の8か所が選定されている清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。私たちは、これらの素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題から、自然の改変、大気・水・土壌の汚染などの身近な問題、さらには廃棄物などによる環境負荷の増大に至るまで、私たちは様々な環境問題に直面しています。

特に廃棄物については、資源制約が顕在化しつつある現在、資源の消費を可能な限り抑制していくため、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクル、適正な処理の確保などを進め、「循環型社会」を形成していくことが急務となっています。

こうしたなか、本県では、循環型社会¹の実現に向け、廃棄物の排出抑制、循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収をいいます。）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年3月に「富山県廃棄物処理計画」（とやま廃棄物プラン）を策定、24年3月、28年9月にはこれを改定し（28年9月改定の現行計画を以下「第3期計画」といいます。）、各種施策に積極的に取り組んできました。

この結果、一般廃棄物の再生利用率、産業廃棄物の排出量及び最終処分量について、第3期計画の目標達成が見込まれるなど、一定の効果が見られたところです。

特に、レジ袋の削減については、マイバッグの持参率が全国トップの高い水準を維持しており、本県の取組みも参考に、令和2年7月からレジ袋の有料化が全国一斉に開始されるなどの大きな成果をあげています。

一方で、一般廃棄物の排出量の削減が進んでいないこと、産業廃棄物の再生利用が伸び悩んでいることなどの課題が残されています。また、国において第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されたほか、「プラスチック資源循環戦略」が策定されるなど、廃棄物を取り巻く状況も大きく変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日常的なマスクの使用をはじめ、事業活動への在宅勤務の導入など、社会生活に大きな変化がみられます。

このような状況を踏まえ、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理をより一層推進するとともに、地球温暖化や災害廃棄物²などの課題にも対応するため、「第4期富山県廃棄物処理計画」（以下「第4期計画」といいます。）を策定し、これらの歩みを止めることなく、今後とも県民、事業者、行政等が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めてまいります。

※ 右上に番号の付いた用語は、巻末の「用語解説」に説明を記載

2 計画の位置付け

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律³」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第5条の5第1項の規定に基づき、国の基本方針⁴に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定します。

また、この計画は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）や各種リサイクル関係法令の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、「富山県総合計画（元気とやま創造計画 ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー）」（平成30年3月策定）の政策の柱である「安心とやま（環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり）」を環境面から実現するための部門別計画の一つであるとともに、「富山県環境基本条例」（平成7年条例第46号）に基づく「富山県環境基本計画」（平成10年3月策定、24年3月改定）の個別計画の一つとして位置付けます。

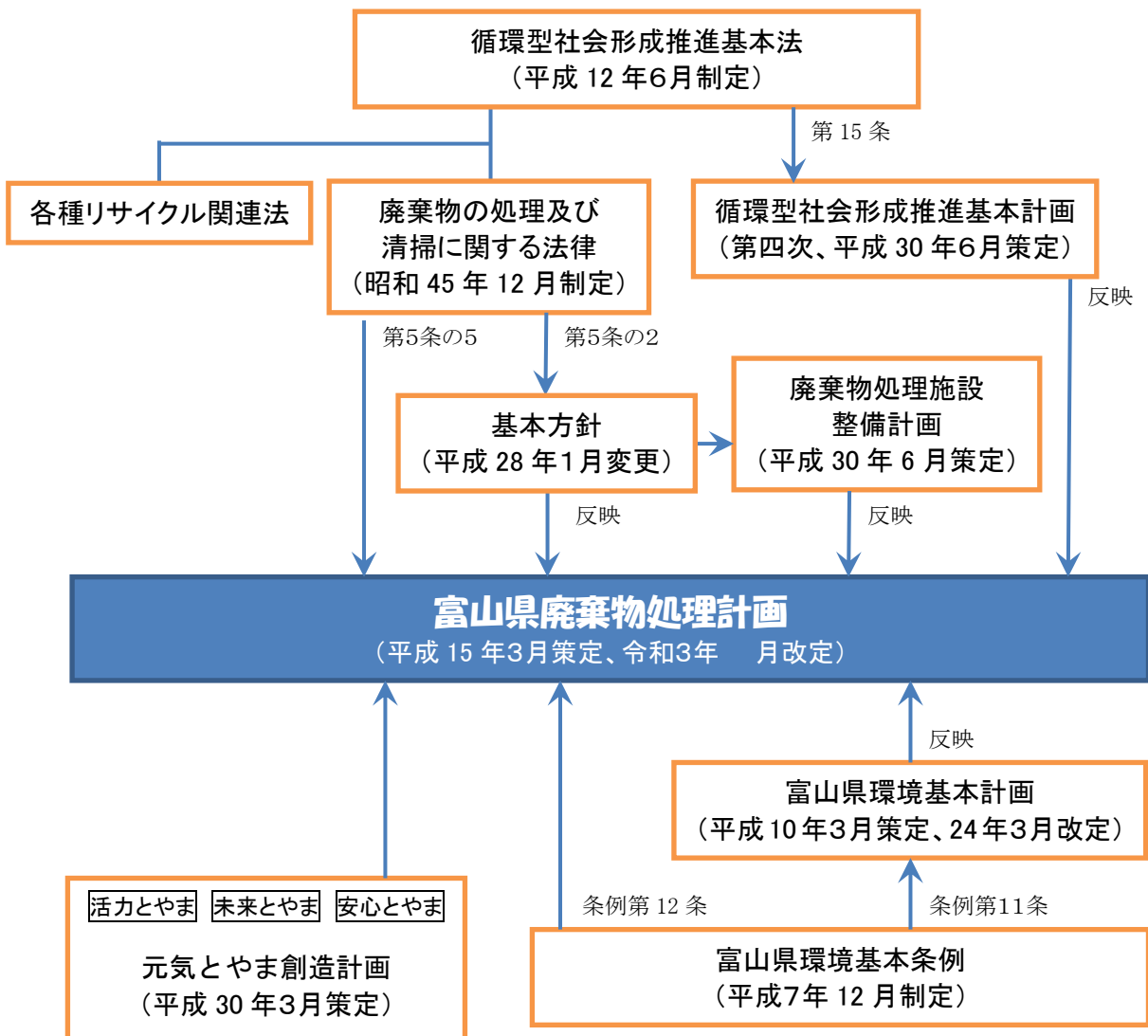


図1 富山県廃棄物処理計画の位置付け

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から7年度までの概ね5年間とします。

なお、今後の経済社会情勢の変化、廃棄物処理法その他の制度の改正などのほか、廃棄物の排出状況に大きな変化があった場合等には、計画期間内にあっても、適宜、必要な見直しを行うこととします。

4 計画の対象とする廃棄物

この計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法で定める一般廃棄物であるごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどの生活系ごみ及び事業系ごみ）及び産業廃棄物とします。

なお、生活排水については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物とは異なるため、「富山県全県域下水道ビジョン2018」（平成30年9月策定）や市町村（以下、特に記載のない限り「一部事務組合」を含みます。）の生活排水処理基本計画により、適正な処理を推進することとします。

第2章 廃棄物の現状

第1節 本県の地域特性

本県の人口構造は、少子高齢化が進行しており、総人口は、平成10年1月の112万7千人から減少に転じ、令和2年10月現在で103万5千人となっています。年齢別構成比は、15歳未満の年少人口構成比が10年の14.4%から2年の11.3%に、15歳から64歳の生産年齢人口構成比が10年の65.8%から2年の55.9%に減少する一方、65歳以上の老年人口構成比が10年の19.7%から2年の32.7%に増加し、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

本県の世帯数は、10年の35万1千世帯から2年10月現在では41万3千世帯へと増加しており、夫婦のいる世帯のうち夫婦ともに就業している共働き世帯の割合は27年の国勢調査時点で55.9%と全国4位の高い割合となっています。

また、本県の産業は、豊富で低廉な電力供給の下に、化学、電炉、機械、紡績など大手企業の立地が進み、また、家庭配置薬業（越中売薬）をルーツとする医薬品製造業が容器、包装、機械、印刷等の関連産業の発展を促し、高岡銅器の高度な鑄造技術や金型技術を基礎に、一般機械、金属製品、非鉄金属、プラスチック等の産業が発展するなど、高い技術を誇る裾野の広い産業集積を形成しています。さらに、近年では、先端技術産業や情報産業など新たな産業の集積が進むとともに、バイオテクノロジーや深層水等の地域の産業資源を有効に活用した産業への取組みも積極的に展開されています。

このため、本県の産業構造は、第2次産業の割合が高く（産業別総生産構成比（29年度）：富山県37.8%、全国27.6%）、アルミなどの金属製品、医薬品などの化学、電子部品・デバイス、機械工業を中心に、日本海側屈指の工業集積（人口1人当たりの製造品出荷額等（元年）：富山県387万円、全国263万円）を形成しているほか、こうした状況を背景に、全国有数の廃棄物処理業者等が成長してきています。

また、本県の交通網は、市町村間を連絡する幹線道路などの整備が着実に進められており、県の中心部から各県境まで、概ね1時間以内で到達できる「コンパクトな県」となっています。

一方で、今後の北陸新幹線の延伸や、東海北陸自動車道の四車線化などの交通網の整備によって、周辺地域や関西圏・中京圏との交流が増え、人や物の往来がますます活発になると考えられます。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、リモートワークや食事のテイクアウト・デリバリーが普及するなど、働き方や生活様式に変化がみられています。

このような地域特性やライフスタイルの変化は、廃棄物の排出量や取扱量などの今後の動向に少なからず影響を及ぼすと考えられます。

第2節 廃棄物の現状

1 廃棄物の排出及び処理の状況

(1) 一般廃棄物の状況

ア 排出の状況

ごみの排出状況については、図2-1のとおり、平成30年度の総排出量が420千tであり、その推移は、24年度から減少傾向にあります。また、排出形態別の割合については、変動はあるものの、概ね生活系が約6割、事業系が約3割で推移しており、30年度は、生活系ごみの排出量が264千t、事業系ごみが142千t、民間事業者回収量14千tとなっています。なお、近年の生活系及び事業系ごみ種別排出量の推移は、図2-2、3のとおりです。

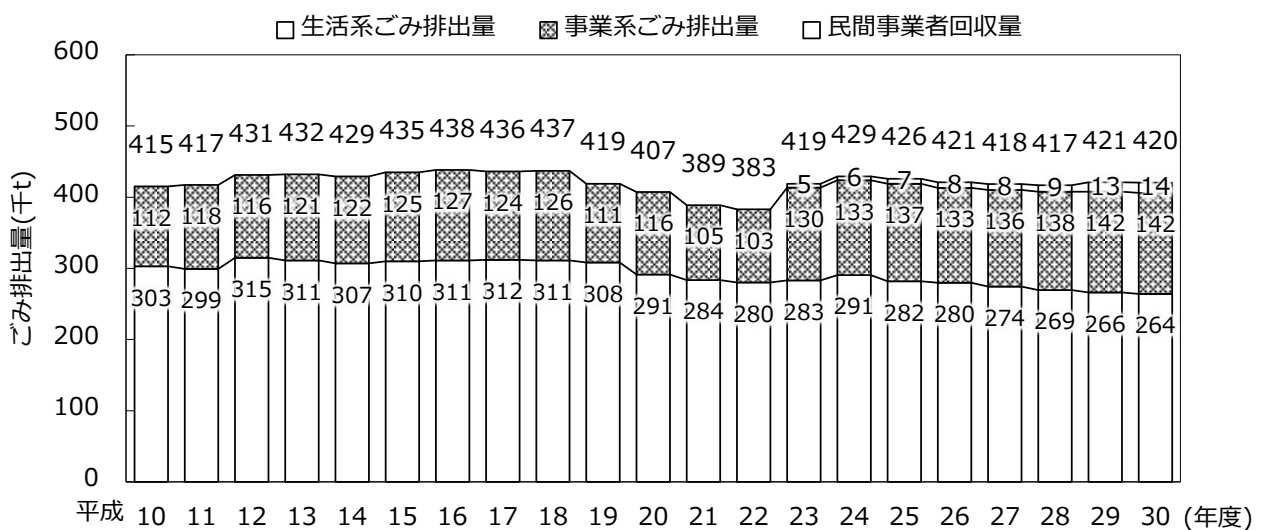


図2-1 ごみ総排出量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。また、23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

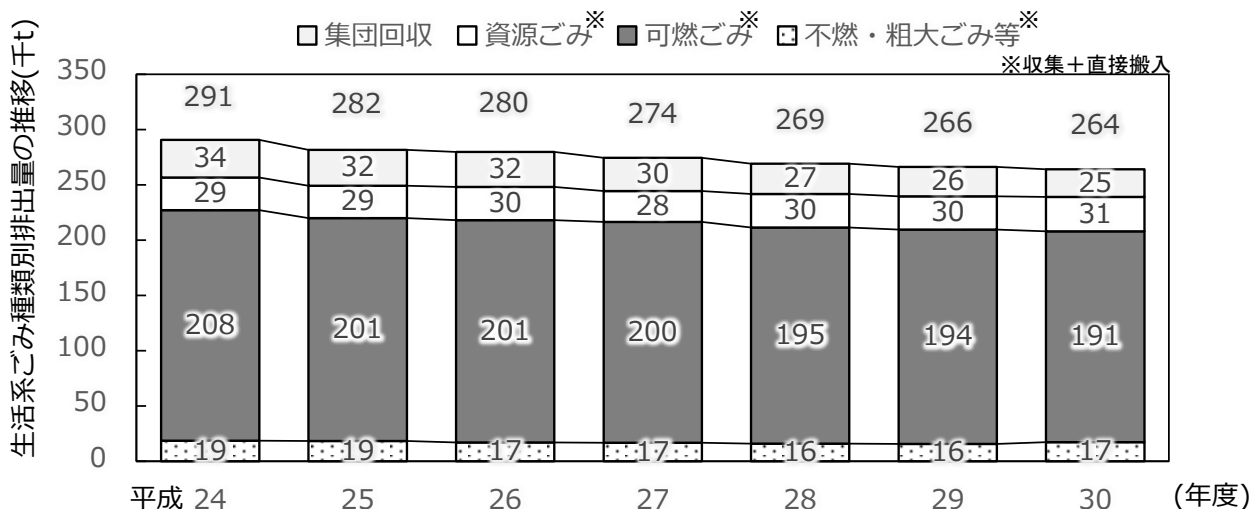


図2-2 生活系のごみ種別排出量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。「集団回収」は市町村登録された住民団体によって回収された資源ごみです。また、「資源ごみ」は市町村が収集及び排出者が直接搬入したものの合計です。

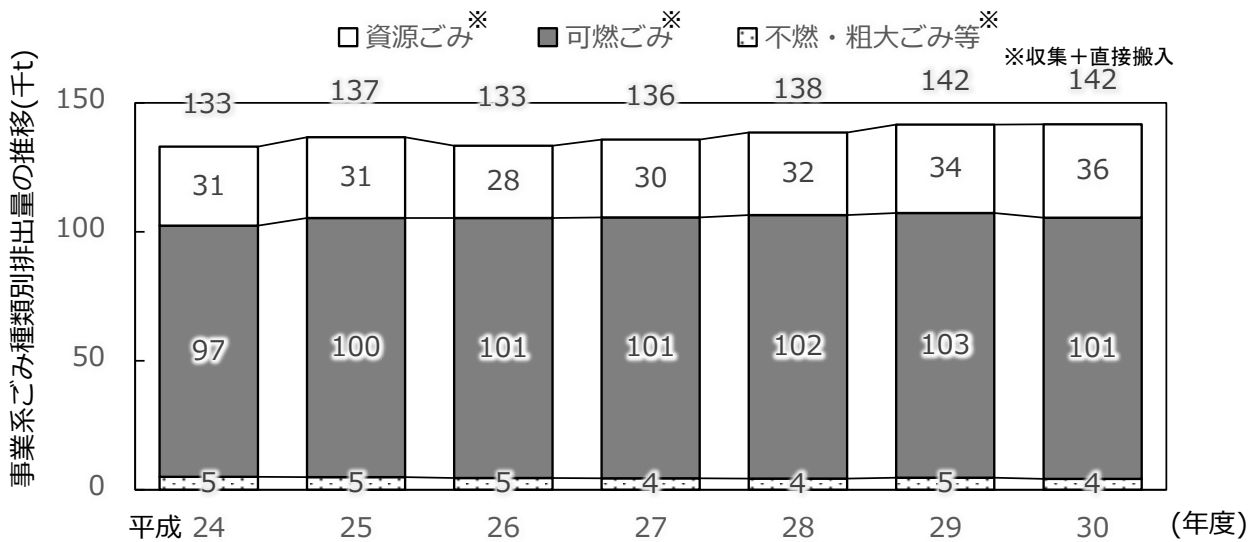


図 2-3 事業系のごみ種類別排出量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。資源ごみ量は収集又はごみ処理施設に直接搬入された資源ごみの合計です。

1人1日当たりのごみ排出量については、図2-4のとおり、近年増加傾向がみられており、全国平均を上回っています。

全国平均を上回っている主な要因としては、23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、県等において一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えていることが挙げられます。また、県民1人当たりのごみ排出量の資源ごみの集計回収量が全国的に見て多いことも要因の一つとなっています。

こうした資源化されるものを除いた1人1日当たりのごみ排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等）を比較すると、30年度では富山県が807g、全国では772gとその差は総量（富山県1,082g、全国918g）に比べて小さく、平均的な状況にあります。

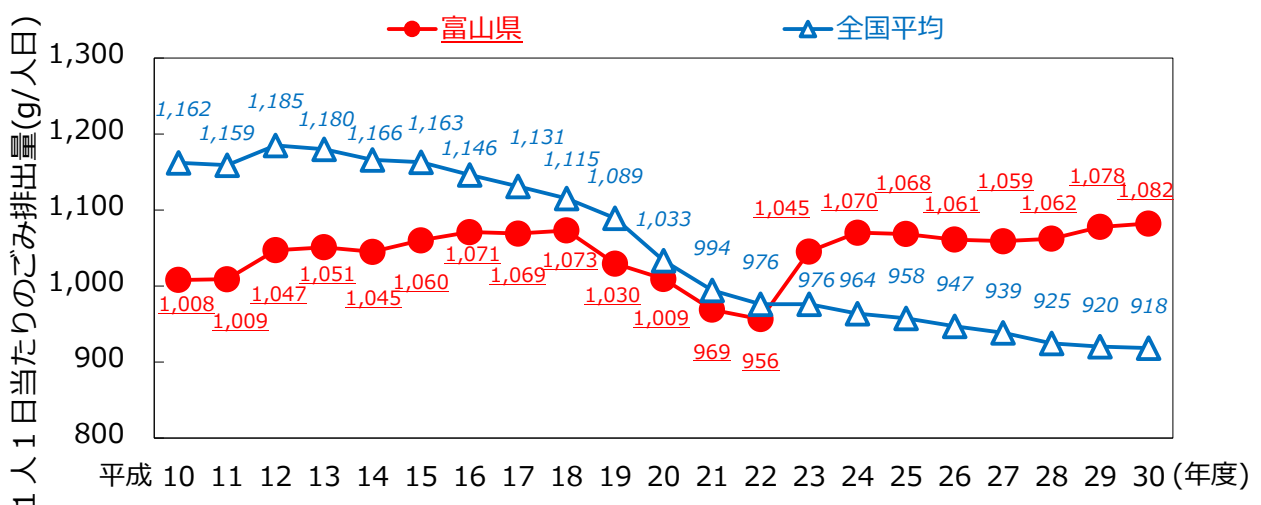


図 2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

備考 23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

イ 処理の状況

30年度におけるごみ処理の状況については、図2-5のとおり、再生利用されたもの（総資源化量）が112千t（ごみ処理量*と集団回収量及び民間事業者回収量の合計420千tの26.7%）、最終処分されたものが38千t（同9.0%）でした。

再生利用率については、図2-6のとおり、24年度以降民間事業者による資源ごみの回収量の増加などにより横ばいから緩やかに上昇しており、30年度は全国平均19.9%を上回る26.7%となっています。

また、最終処分量については、概ね横ばいで推移していましたが、29年度からは焼却灰の埋立量などの増加に伴い、図2-7のとおり、増加傾向にあります。

なお、1人1日当たりの最終処分量については、図2-8のとおり、概ね全国平均と同程度で推移していましたが、28年度から全国平均を上回っています。

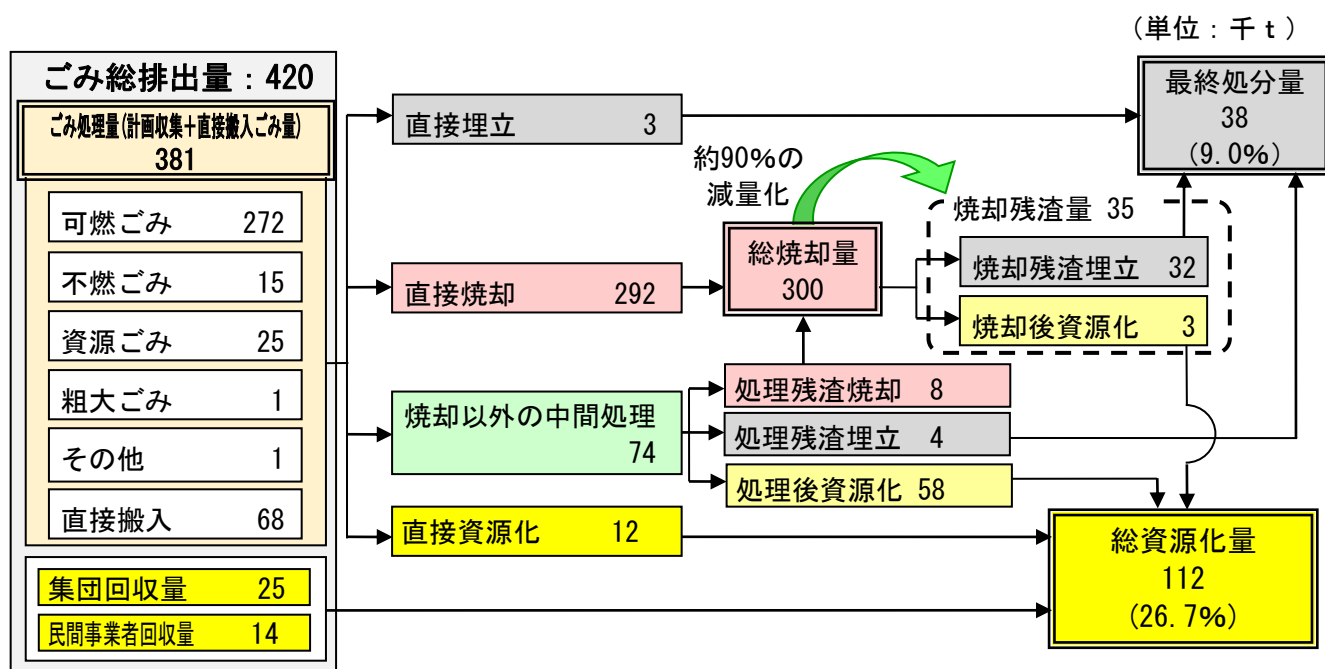


図2-5 ごみ処理状況（30年度）

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

※ 直接埋立量、直接焼却量、焼却以外の中間処理量及び直接資源化量の合計値。30年度は381千tであった。

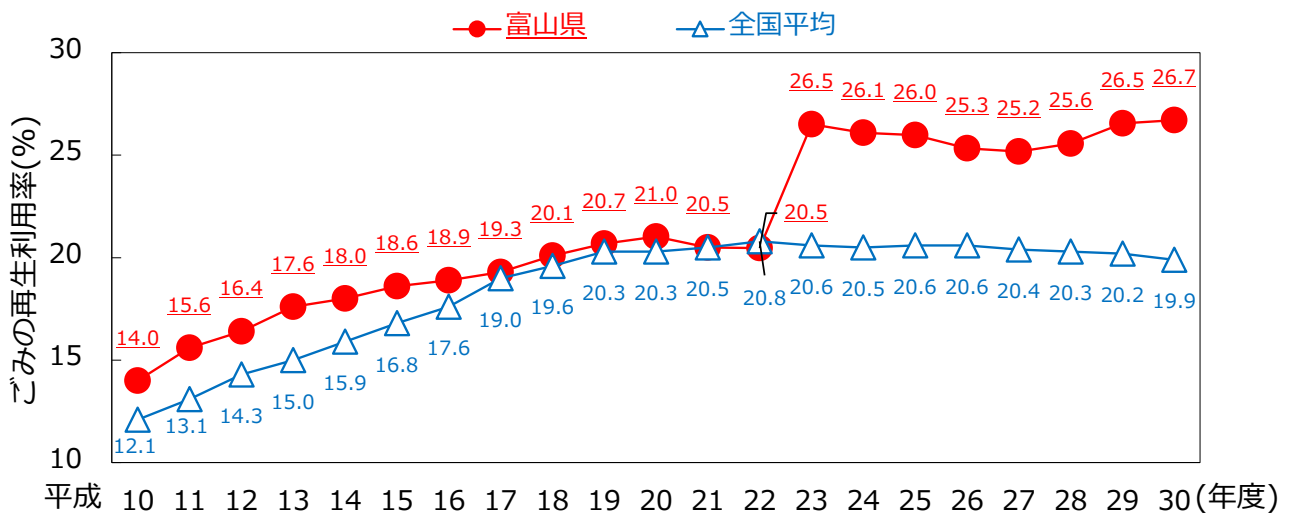


図2-6 ごみの再生利用率の推移

備考 23年度以降、県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

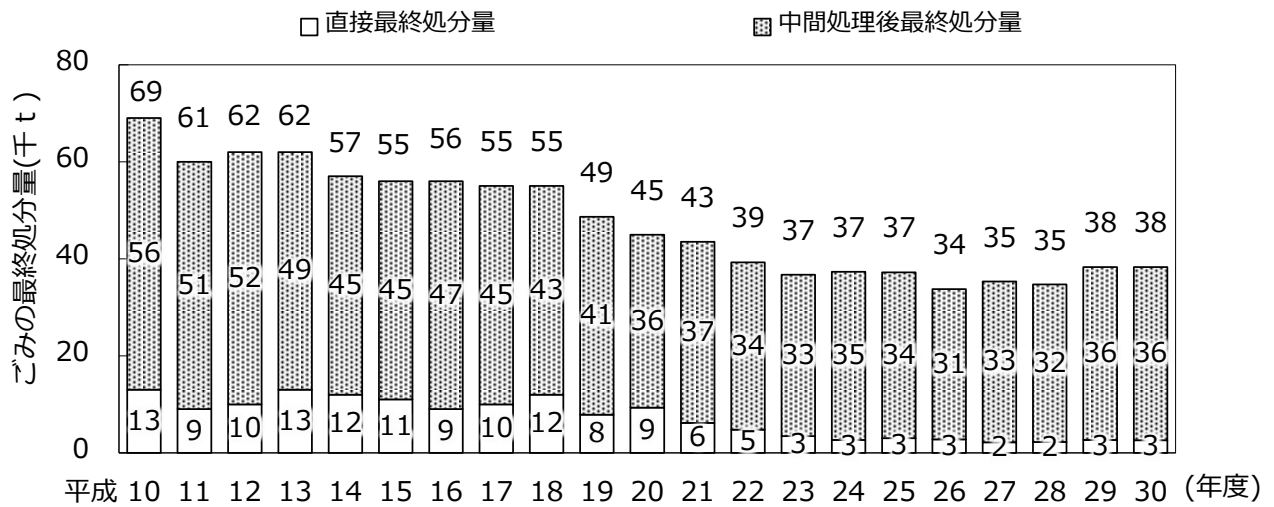


図2-7 ごみの最終処分量の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

1人1日当たりのごみの最終処分量(g/人日)

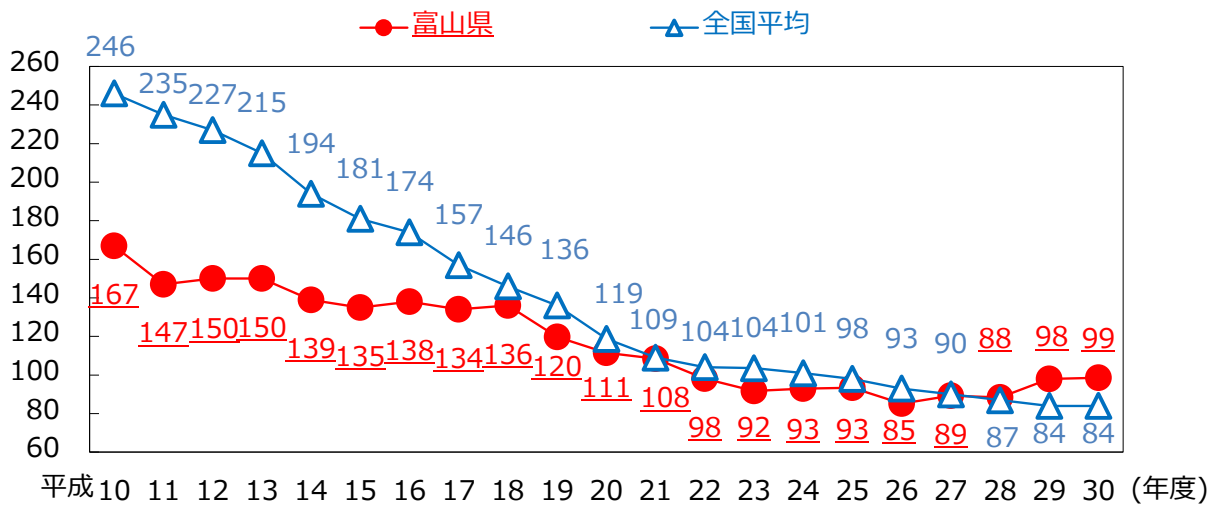


図2-8 1人1日当たりのごみの最終処分量の推移

ウ 処理に係る経費

富山県における年間1人当たりのごみ処理に要する経費（処理施設の建設・改良に要する経費を除きます。）については、図2-9のとおり、増加傾向にあり、全国平均を下回っているものの、その差が縮小する傾向にあります。

1人当たりのごみ処理に要する経費(円/人)

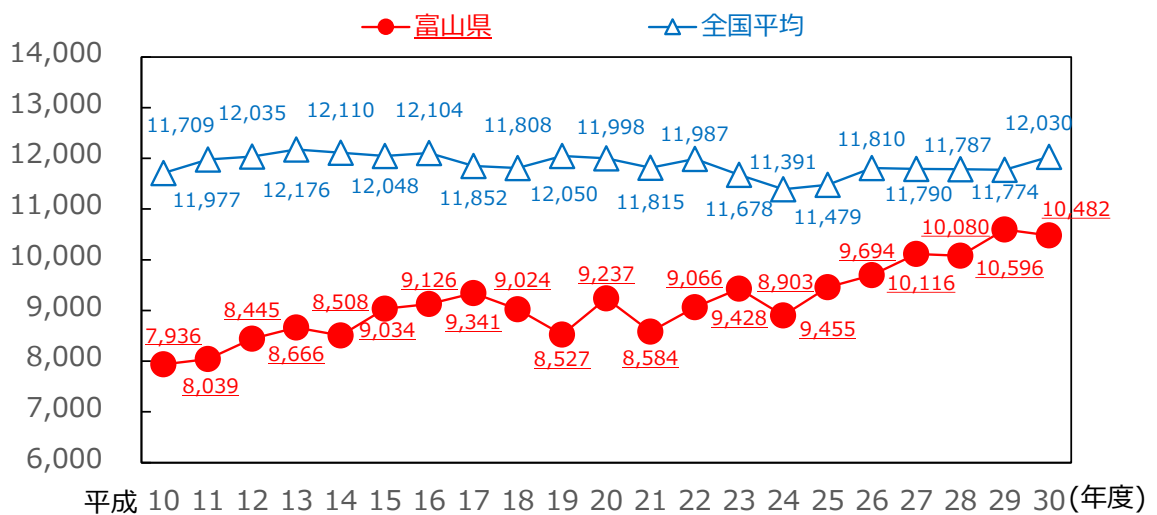


図2-9 1人当たりのごみ処理に要する経費の推移

(2) 産業廃棄物の状況

ア 排出の状況

(7) 排出量の概要

産業廃棄物の排出量は、図2-10のとおり平成30年度は4,182千tであり、その推移は、23年度から26年度にかけて増加がみられ、それ以降は減少する傾向にあります。

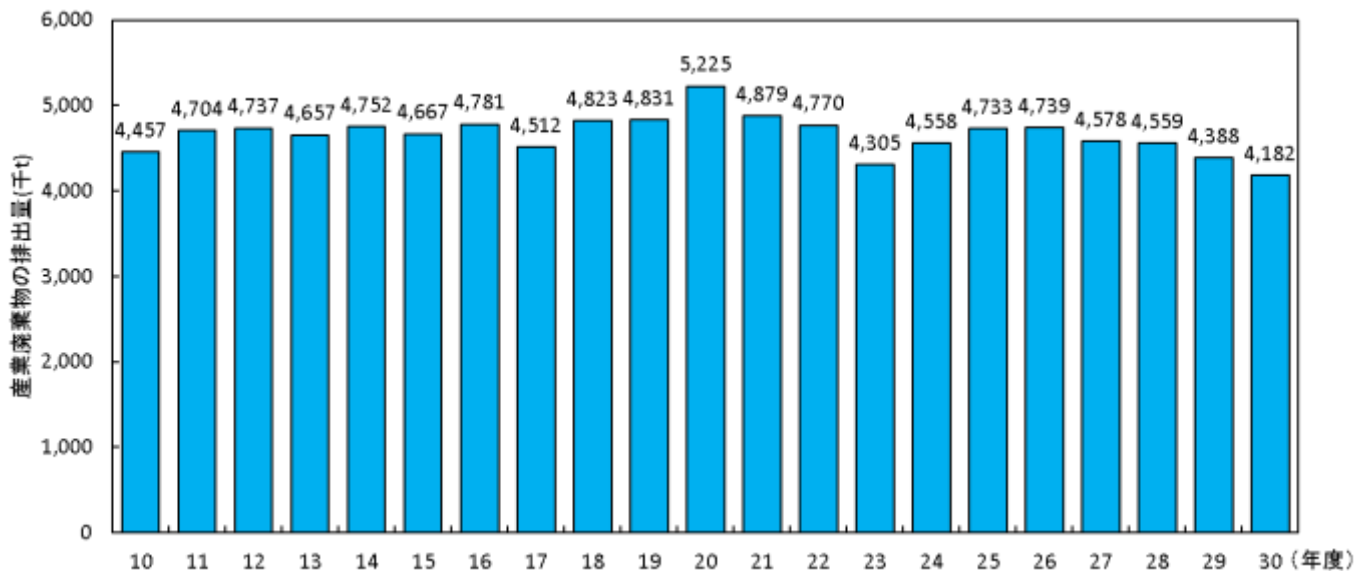


図2-10 産業廃棄物の排出量の推移

(i) 種類別排出量

30年度における産業廃棄物の種類別の排出量については、図2-11のとおり、汚泥が2,591千tで最も多く、全体の62.0%を占めています。次いで、がれき類が705千t(16.9%)、動物のふん尿が166千t(4.0%)の順となっており、この3種類で排出量全体の82.8%を占めています。

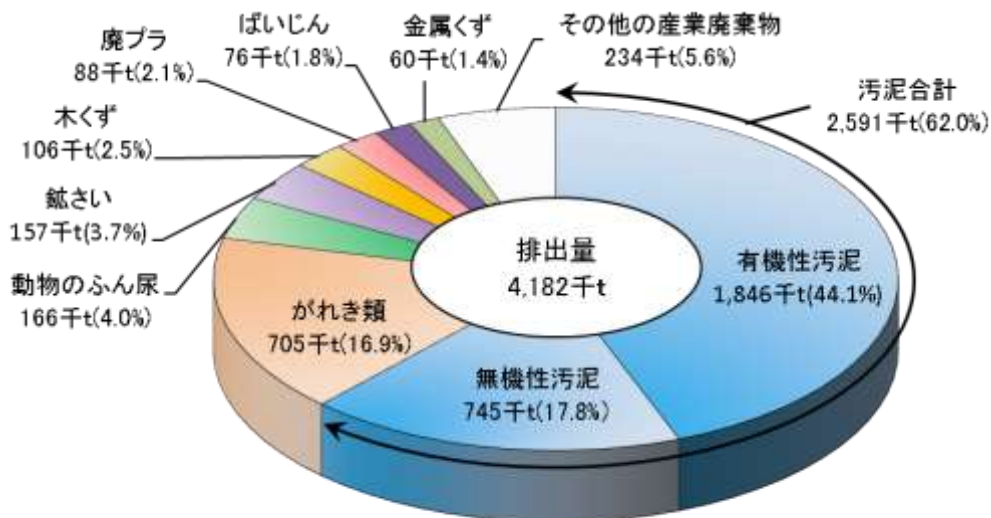


図2-11 産業廃棄物の種類別排出量(30年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(ウ) 業種別排出量

30 年度における業種別の排出量については、図 2-12 のとおり、製造業が 2,005 千 t で最も多く、全体の 47.9% を占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が 1,092 千 t (26.1%)、建設業が 846 千 t (20.2%) の順となっており、この 3 業種で排出量全体の約 9 割を占めています。

また、製造業の内訳をみると、最も多いパルプ・紙・紙加工品製造業が 1,121 千 t (26.8%) と全業種の中でも最も多く、次いで窯業・土石製品製造業が 185 千 t (4.4%)、鉄鋼業が 184 千 t (4.4%) となっています。

なお、産業廃棄物の総排出量に占める排出量の多い排出事業者上位 100 社が占める排出量合計の割合は約 8 割となっています。

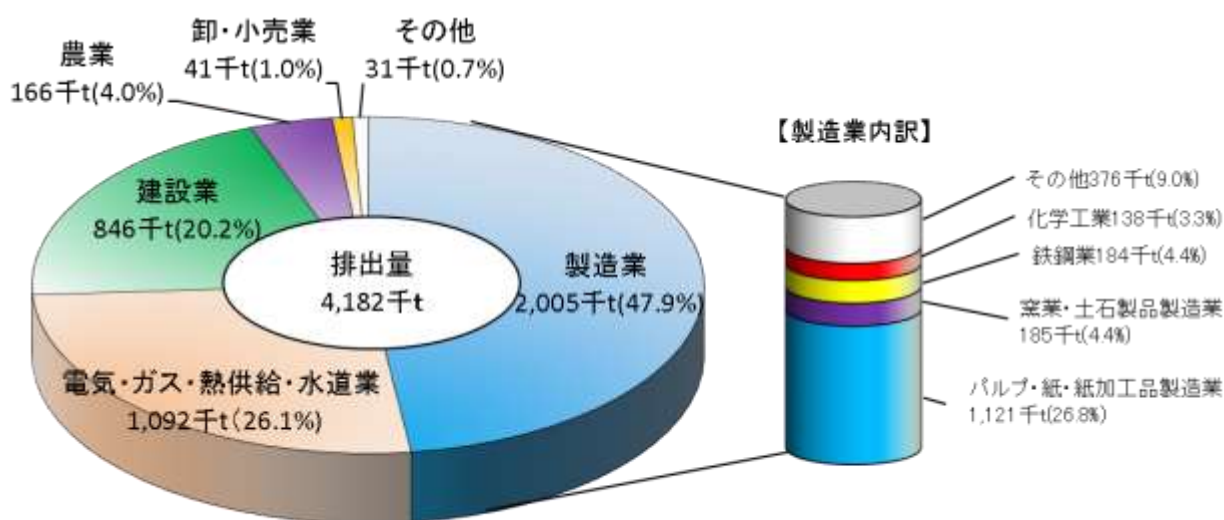


図 2-12 産業廃棄物の業種別排出量 (30 年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(イ) 地域別排出量

30 年度における地域別の排出量については、図 2-13 のとおり、高岡・射水地域が 2,581 千 t で最も多く、全体の 61.7% を占めています。次いで、富山地域が 1,020 千 t (24.4%) であり、製造業が集積している両地域で県全体の約 86% を占めています。

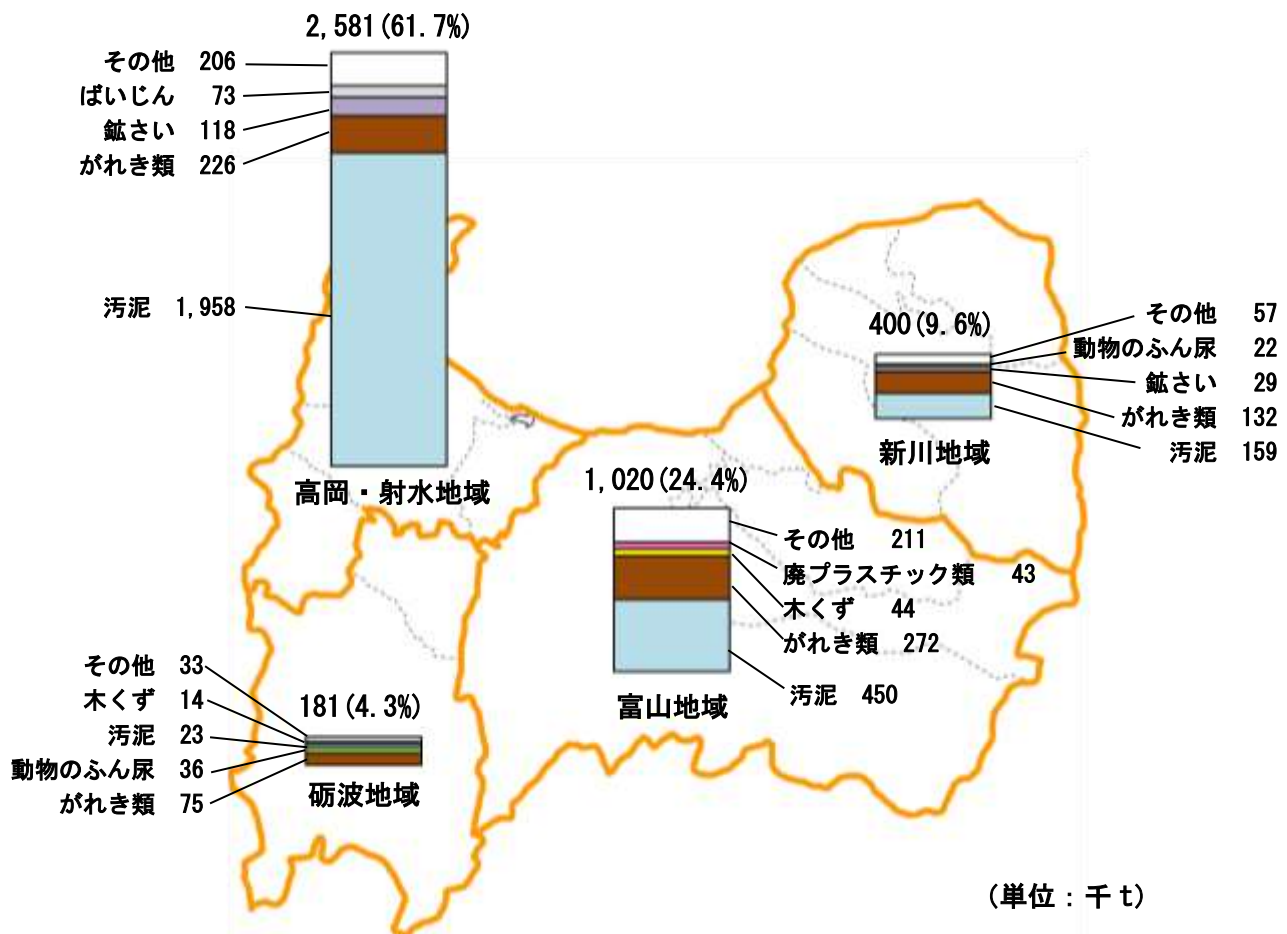


図2-13 産業廃棄物の地域別排出量 (30年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(オ) 特別管理産業廃棄物⁵の状況

30年度における特別管理産業廃棄物の排出量については、図2-14のとおり、61千tであり、産業廃棄物排出量全体の1.5%でした。また、特別管理産業廃棄物を種類別にみると、引火性廃油が15千t(24.8%)と最も多く、次いで、腐食性廃アルカリが14千t(23.0%)、特定有害産業廃棄物が14千t(22.7%)、腐食性廃酸が13千t(22.0%)の順となっています。

なお、業種別では、製造業が57千t(92.2%)とほとんどを占めています。

また、令和元年度における「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号)に基づくPCB廃棄物などの保管や使用の届出状況については、表2-1のとおり、届出事業所数は732事業所となっています。保管中のPCB廃棄物としては、変圧器(トランス)が760台、コンデンサーが4,433台など、使用中のPCB製品としては、変圧器(トランス)が719台、コンデンサーが92台などとなっています。

高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道PCB事業所で、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が行われています。

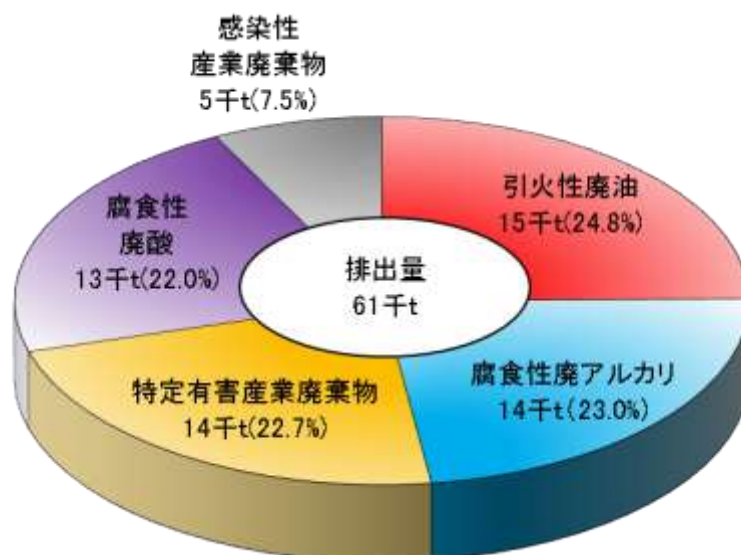


図 2-14 特別管理産業廃棄物の種類別排出量 (30年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

表 2-1 PCB特別措置法に基づく届出状況 (元年度)

区 分	保管中	使用中
事業所数	520	230
数 量		
変圧器(トランス) [台]	760	719
コンデンサー(3kg以上) [台]	2,429	91
コンデンサー(3kg未満) [台]	2,004	1
柱上変圧器(柱上トランス) [台]	29	1
安定器 [台]	16,313	783
その他PCBを含む油 [kg]	197,556	—
感圧複写紙 [kg]	1,032	—
ウエス [kg]	12,719	—
汚泥 [kg]	19,419	—
その他機器 [台]	1,093	168
その他 [L]	133,661	—

備考 届出事業所数は732事業所です。

(カ) 多量排出事業者⁶の処理計画書などの提出状況

多量排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を策定し、富山県知事（富山市内の事業場の場合は富山市長）へ提出することとされています。

元年度における処理計画書などの提出状況については、表 2-2 のとおり、製造業や建設業など 220 事業所から提出されました。

表 2-2 多量排出事業者の処理計画書などの提出状況（元年度）

業種	提出事業所数						
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合計		
	県	富山市	県	富山市	県	富山市	総数
製造業	44	22	24	21	68	43	111
建設業	77	28	0	1	77	29	106
電気・ガス・水道業	17	5	0	0	17	5	22
その他	0	1	3	4	3	5	8
合計	138	56	27	26	165	82	247

備考 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業所が 27（県 15、富山市 12）あり、多量排出事業者となる事業所数は 220 事業所（県 150、富山市 70）です。

イ 処理の状況

(7) 処理の状況

30 年度における産業廃棄物の処理の状況については、図 2-15 のとおり、排出量 4,182 千 t のうち、減量化されたものが 2,561 千 t（排出量全体の 61.2%）、再生利用されたものが 1,474 千 t（同 35.3%）、最終処分されたものが 146 千 t（同 3.5%）でした。

処理状況の推移は、図 2-16 のとおり、30 年度の再生利用率と減量化率を合わせた減量化・再生利用率は 96.5%であり、第 3 期計画の基準年度である 24 年度から横ばいで推移しています。

また、最終処分量については、27 年度の 226 千 t から減少傾向で推移しています。

なお、事業場などから発生した不要物のうち、有償で売却又は自ら利用された有価物量は 128 千 t となっています。

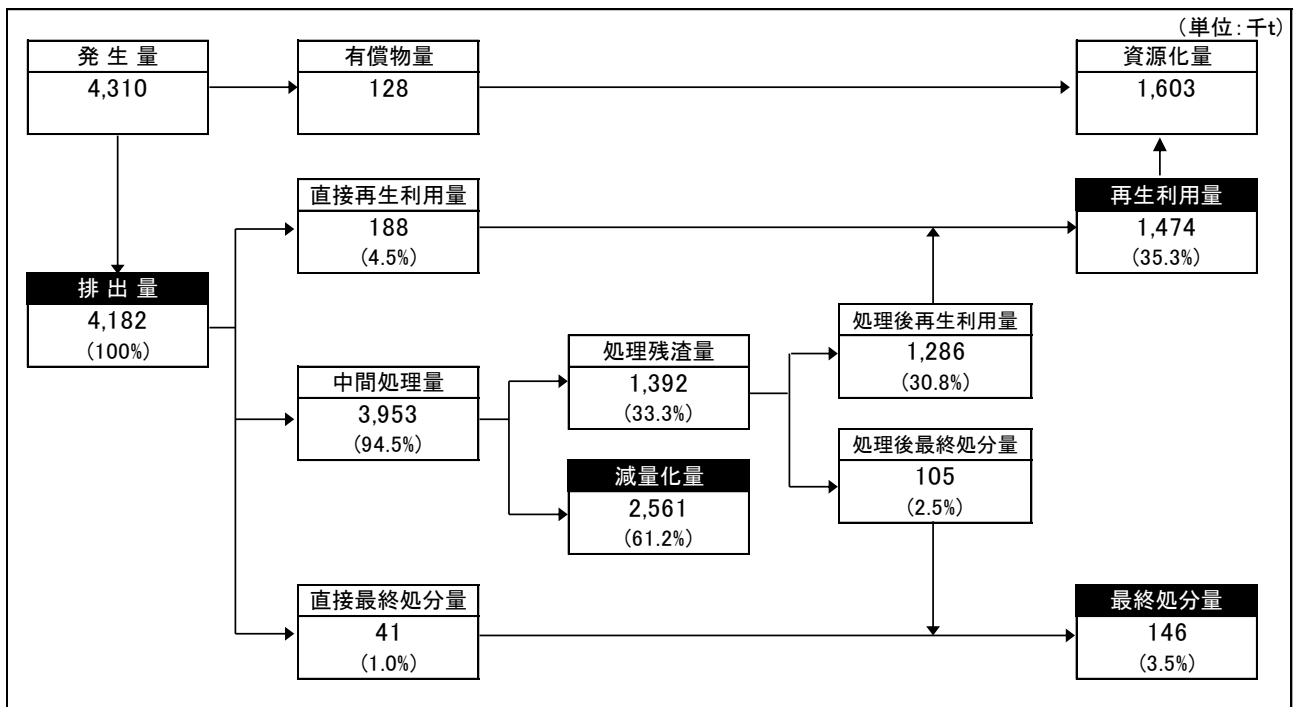


図 2-15 産業廃棄物の処理状況（30 年度）

備考（ ）内の数値は排出量に対する割合を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

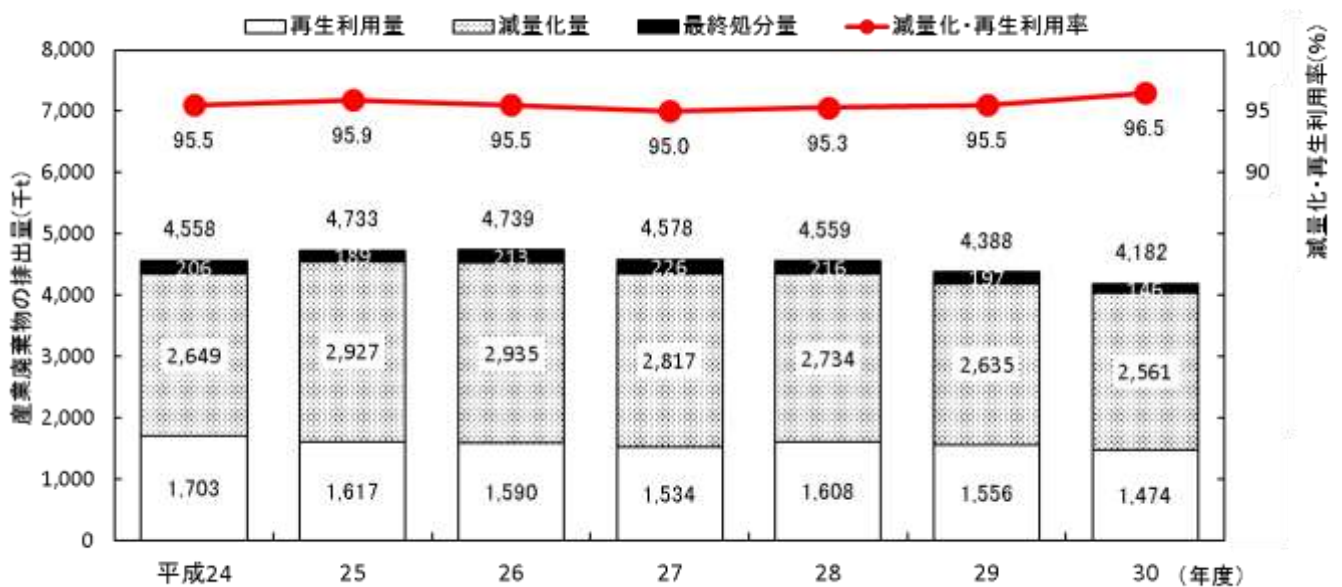


図 2-16 産業廃棄物の処理状況の推移

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(イ) 種類別の処理状況

30年度における種類別の処理状況については、図2-17のとおり、再生利用の割合が最も高い廃棄物は金属くずの96.8%であり、また、最も低い廃棄物は汚泥の4.4%となっています。

また、最終処分の割合が高い廃棄物は、廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」で、ともに32.7%となっています。

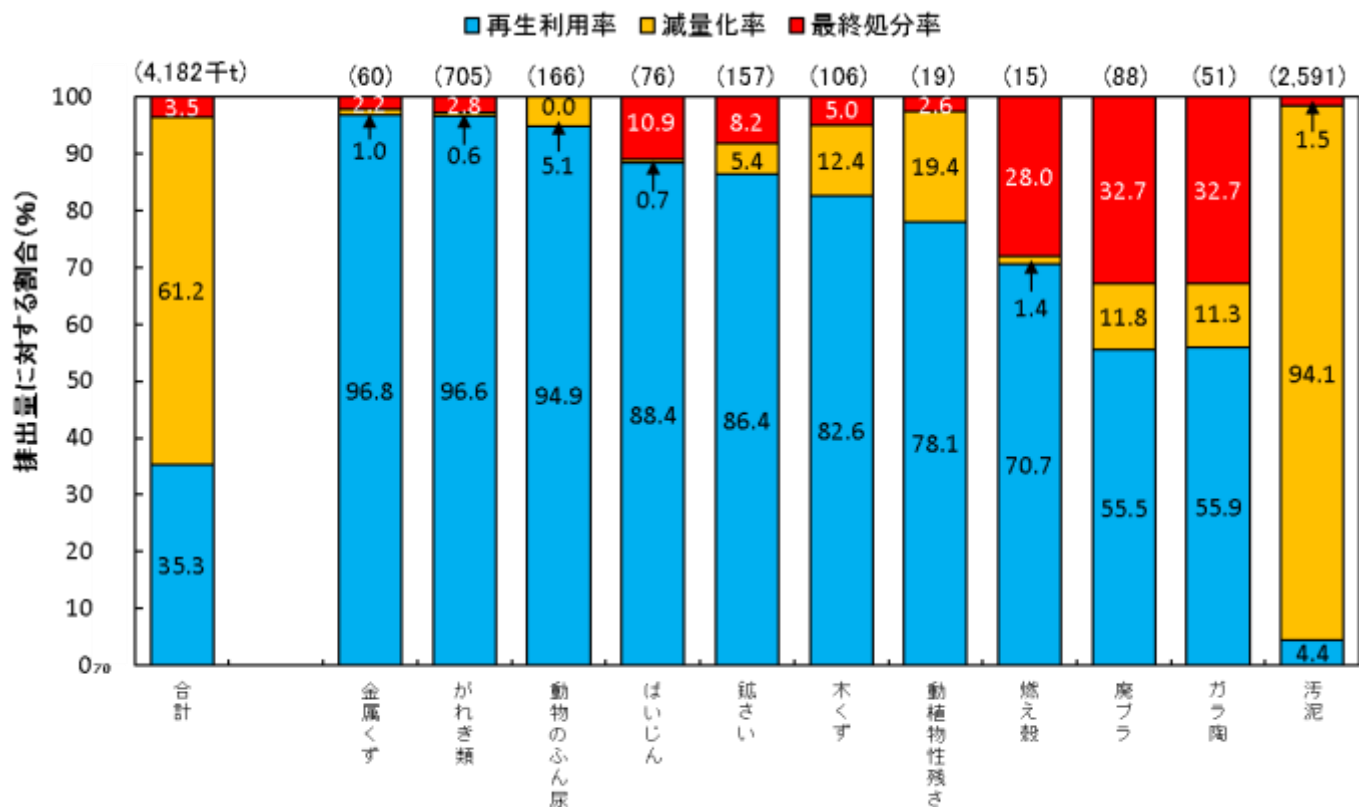


図2-17 主な産業廃棄物の種類別の処理状況 (30年度)

備考 ()内の数値は、各項目の排出量(千t)を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

再生利用量の内訳については、図2-18のとおり、多い順に、がれき類が680千t(46.1%)、動物のふん尿が158千t(10.7%)、鉋さいが135千t(9.1%)となっており、この3種類で再生利用量全体の約7割を占めています。

また、最終処分量の内訳については、図2-19のとおり、多い順に、汚泥が37千t(25.3%)、廃プラスチック類が29千t(19.8%)、がれき類が20千t(13.5%)となっており、この3種類で最終処分量全体の約6割を占めています。

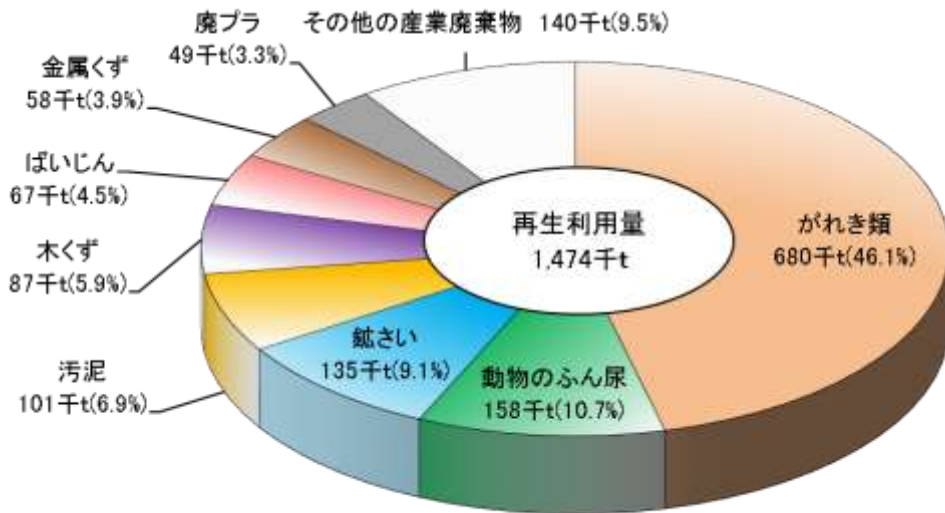


図 2-18 産業廃棄物の再生利用量 (30 年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

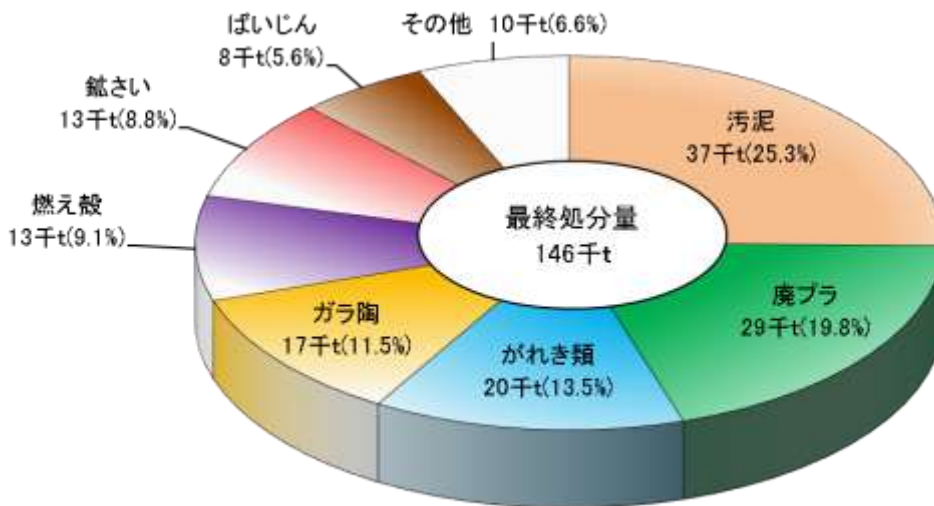


図 2-19 産業廃棄物の最終処分量 (30 年度)

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

(ウ) 県外からの産業廃棄物の搬入・処理状況

30 年度における県外から県内の処理業者に搬入された産業廃棄物の量は、表 2-3 のとおり、800 千 t であり、種類別では、廃プラスチック類が 297 千 t と最も多く、次いで汚泥が 164 千 t、がれき類が 80 千 t、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが 63 千 t の順となっており、この 4 種類で全体の約 8 割を占めています。

また、これらの処理の状況については、図 2-20 のとおり、県内での中間処理による減量化量が 3 千 t (排出量全体の 0.4%)、処理後の再生利用量が 388 千 t (同 48.5%)、最終処分量が 389 千 t (同 48.6%) となっています。

表 2-3 主な産業廃棄物の搬入状況 (30 年度)

種 類	搬入量 [千 t]	種 類	搬入量 [千 t]
廃プラスチック類	297	木くず	24
汚泥	164	ばいじん	21
がれき類	80	その他	64
ガラス陶磁器くず	63	特別管理産業廃棄物	52
鉱さい	37	合計	800

備考 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

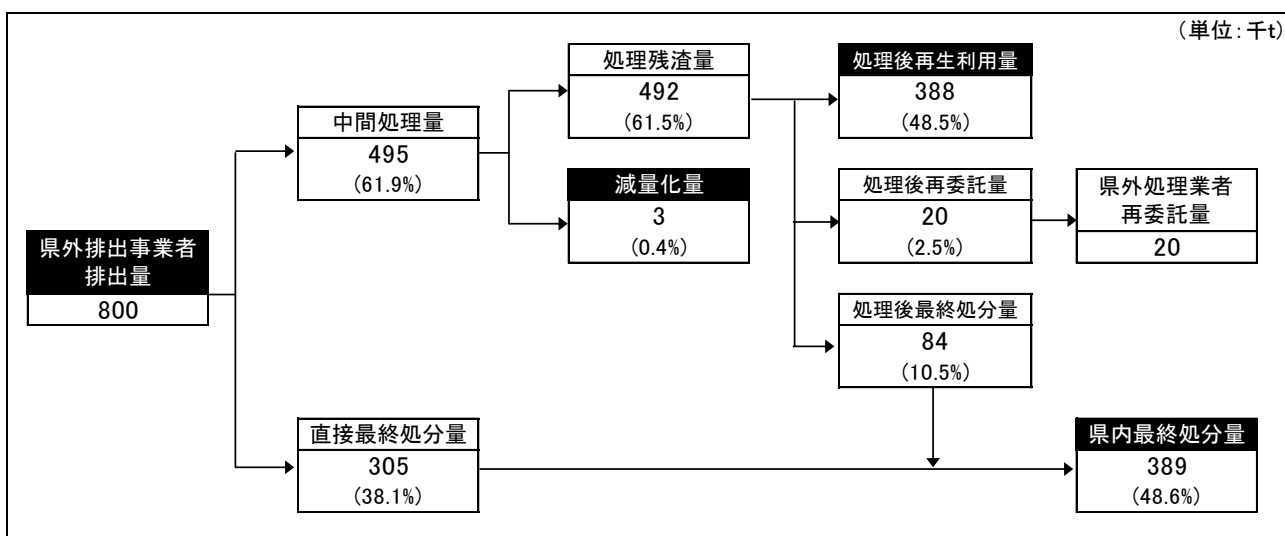


図 2-20 県外産業廃棄物の処理状況 (30 年度)

備考 ()内の数値は排出量に対する割合を示しています。なお、四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

2 廃棄物処理施設の状況

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

本県では、図 2-21 及び表 2-4～7 のとおり、5つのブロックで広域的な処理が行われており、全国トップクラスの広域的なごみ処理体制となっています。特に焼却施設は、全国最少の5施設となっており、このうち富山地区広域圏事務組合、高岡地区広域圏事務組合及び射水市の施設は、焼却に伴い発生する熱を利用した発電設備を併設しています。

また、平成 30 年度末における最終処分場の残余年数については、図 2-22 のとおり、26.5 年であり、全国平均 (21.6 年) を上回っています。



図 2-21 一般廃棄物処理施設の整備状況

表 2-4 焼却施設の整備状況

(2年3月31日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 [t/日]	発電能力 [kW]
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810	20,000
高岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高岡広域エコ・ クリーンセンター	全連続	255	4,600
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エコぽ～と	准連続	174	—
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター となみ	全連続	73.2	—
—	射水市	クリーンピア射水	全連続	138	1,470
計		5施設	—	1,450.2	—

表 2-5 粗大ごみ処理施設の整備状況

(2年3月31日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 [t/日]
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・ 圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物 処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・ 圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンターとなみ 粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
計		4施設		139

表 2-6 廃棄物再生利用施設の整備状況

(2年3月31日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	型 式	能 力 [t/日]
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高 岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選 別 ・ 圧 縮	16
砺 波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	8
—	射水市	ミ ラ イ ク ル 館	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4施設		73.3

表 2-7 一般廃棄物最終処分場の整備状況

(2年3月31日現在)

広域圏	市町村・ 一部事務組合	名 称	全体面積 [m ²]	埋立地面積 [m ²]	埋立地容量 [m ³]	残余容量 [m ³]
富 山	富山市	山 本 最 終 処 分 場	76,400	43,000	555,000	86,517
高 岡	高岡市	埋立処分場(B地区)	234,800※	25,000	259,000	10,100
		埋立処分場(D地区)		12,900	115,000	77,200
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	58,219
	小矢部市	不燃物処理場	23,900	17,900	135,000	76,383
新 川	新川広域圏 事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	99,694
		宮沢清掃センター 一般廃棄物処分場	31,558	20,990	234,939	0
		宮沢清掃センター 新最終処分場	45,239	3,300	54,000	49,098
砺 波	砺波広域圏 事務組合	クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	13,107
		南砺リサイクルセンター 埋 立 地	19,295	3,180	31,800	7,610
—	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	49,286
計		11施設	630,933	184,870	2,057,001	527,214

備考 高岡市の埋立処分場の全体面積(※)はA、B、C、D地区の合計です(A、C地区は埋立終了)。

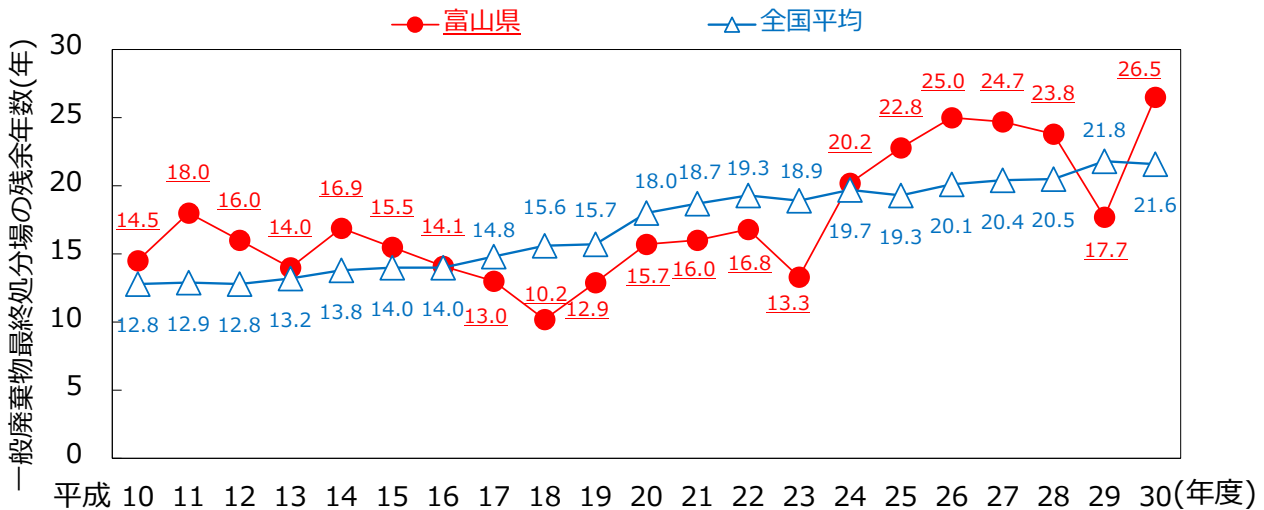


図 2-22 一般廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(2) 産業廃棄物処理施設などの状況

ア 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設（廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理施設に限る。）の設置状況は、表 2-8 のとおり、429 施設が設置されており、種類別では、木くず又はがれき類の破碎施設が 241 施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設が 78 施設、廃プラスチック類の破碎施設が 55 施設となっています。

また、県内には、富山市エコタウン事業として整備されている自動車、木質系廃棄物、生ごみ・剪定枝といった様々な廃棄物のリサイクル施設や廃棄物からのエネルギー回収施設のほか、金属等の高度なりサイクル・回収施設などの処理施設が設置されています。

表 2-8 産業廃棄物中間処理施設の設置状況

(2年3月31日現在)

施設区分	処理能力	施設数	施設区分	処理能力	施設数
汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超える	62	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超える 火格子面積 2 m ² 以上	2
		16			7
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超える	4	木くず又はがれき類の 破碎施設	5 t/日を超える	134
		1			107
汚泥の焼却施設	5 m ³ /日を超える 200kg/時間以上 火格子面積 2 m ² 以上	5	有害物質等のコンクリート 固型化施設	すべて	1
		5			1
廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超える	3	シアン化合物の分解施設	すべて	0
		2			4
廃油の焼却施設	1 m ³ /日を超える 200kg/時間以上 火格子面積 2 m ² 以上	1	廃 PCB 等の分解施設	すべて	0
		5			1
廃酸又は廃アルカリの 中和施設	50m ³ /日を超える	1	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積 2 m ² 以上	6
		1			5
廃プラスチック類の破碎 施設	5 t/日を超える	27	合 計		246
		28			183

備考 上段は県、下段は富山市の許可施設数を表しています。

イ 最終処分場

30 年度末における産業廃棄物の最終処分場の設置状況は、表 2-9 のとおり、排出事業者において 10 施設が設置されており、埋立容量は 1,193 千 m³、その残余容量は 375 千 m³ となっています。

また、処理業者において 14 施設が設置されており、埋立容量は 20,033 千 m³、その残余容量は 9,487 千 m³ となっています。

なお、最終処分場の残余年数については、埋立処分量の実績から推定すると、図 2-23 のとおり、22.8 年であり、全国平均の 16.3 年（30 年 3 月 31 日現在）を上回っています。

表 2-9 産業廃棄物最終処分場の設置状況

(31 年 3 月 31 日現在)

設置者	最終処分場の種類	施設数	容量 [m ³]	残余容量 [m ³]
排出事業者	管理型	9	1,011,433	370,830
	安定型	1	181,900	4,270
	小計	10	1,193,333	375,100
処理業者	管理型	6	18,052,151	8,264,437
	安定型	8	1,981,272	1,222,319
	小計	14	20,033,423	9,486,756
合計		24	21,226,756	9,861,856



図 2-23 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

ウ 処理業者

産業廃棄物処理業の許可状況は、表 2-10 のとおり、収集運搬業が許可件数の大部分を占めています。

なお、許可件数の合計は、近年増加傾向にあります。

表 2-10 産業廃棄物処理業の許可状況

(2年3月31日現在)

許可区分	収集及び運搬	中間処理	最終処分	中間処理及び最終処分	合計
産業廃棄物	1,725	132	3	4	1,864
	107	72	2	2	183
特別管理	231	6	0	0	237
産業廃棄物	48	5	0	0	53
合計	2,111	215	5	6	2,337

備考 上段は県、下段は富山市の許可件数を表しています。

3 廃棄物の不適正処理の状況

廃家電製品や建設廃材などの不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見受けられることから、その早期発見・未然防止を図るため、産業廃棄物監視指導員による継続的な監視パトロールを実施しています。

監視パトロールの実施状況は、表 2-11 のとおりで、令和元年度は延べ 148 回のパトロールで 3 件の不適正処理事案を発見しています。不法投棄されていた廃棄物の内訳は、表 2-12 のとおりであり、これらについては、行為者が判明した場合はその者に対して適正処理を指導しているほか、行為者が不明な場合は市町村などと連携して原状回復を行っています。

また、27 年度から元年度までに検挙された不適正処理事案の状況は、表 2-13 のとおりであり、悪質な違反者に対しては、関係機関と連携して厳正に対処しています。

表 2-11 産業廃棄物監視指導員によるパトロール結果

年度		27	28	29	30	元
パトロール回数		153	157	149	135	148
不適正処理事案の発見数		12	7	3	3	3
内 訳	不法投棄	12	6	3	3	3
	野外焼却	0	1	0	0	0
	不適正保管	0	0	0	0	0

備考 パトロールは、富山市を除く地域で実施した件数です。

表 2-12 不法投棄事案の廃棄物の内訳

年度		27	28	29	30	元
事案件数		12	7	7	3	3
廃 棄 物 の 内 訳	家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）	4	3	1	1	0
	その他家電（上記以外）	2	0	0	0	1
	建設廃材（コンクリートくず、廃瓦など）	0	1	0	0	0
	自動車関係（廃自動車車体、廃タイヤ、廃バッテリーなど）	1	2	2	1	1
	家庭ごみ	5	1	2	0	1
	その他	2	2	2	1	0

備考 廃棄物の種類が複数の事案があり、内訳の合計は一致しません。

表 2-13 不適正処理事案の検挙状況

年 度	27	28	29	30	元
検挙件数	40 (2)	97 (12)	94 (7)	136 (12)	122 (13)
検挙者数	45 (2)	112 (17)	98 (7)	142 (16)	134 (18)

備考 () は産業廃棄物に係る数です。

第3節 これまでの取組みの評価

1 第3期計画における減量化などの目標設定

第3期計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物について、平成24年度の状況を基準として、令和2年度の目標値を次のとおり設定し、各種施策を推進してきました。

一般廃棄物（目標年度：2年度）

	(24年度)		(2年度)
① 排出量を13%削減（24年度比）	429千t	→	373千t
② 再生利用率を26%から27%に増加	112千t	→	101千t
③ 最終処分量を14%削減（24年度比）	37千t	→	32千t

備考 県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、第3期計画の計画始期から民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えたことから、計画策定当初の目標等から一部変更しています。

産業廃棄物（目標年度：2年度）

	(24年度)		(2年度)
① 排出量の増加を3%に抑制（24年度比）	4,558千t	→	4,695千t
② 再生利用率を37%から40%に増加	1,703千t	→	1,878千t
③ 減量化・再生利用率を95%から97%に増加	4,352千t	→	4,554千t
④ 最終処分量を32%削減（24年度比）	206千t	→	141千t

2 第3期計画期間の主な取組み

第3期計画期間では、目標の達成に向けて、次のような取組みを実施してきました。

① 一般廃棄物関係

【県の取組み】

- ・ レジ袋の無料配布廃止や資源物の店頭回収等に取り組む小売店等を登録する「とやまエコ・ストア制度⁷」の推進、食品トレイ等の使い捨てプラスチック製容器包装・製品の利用実態や消費者意識調査、ノートレイや紙トレイなどへの転換を目指す実証モデル事業の実施
- ・ リサイクル製品⁸やエコ事業所、民間事業者による資源物の回収拠点（エコ・ステーション）の認定、家電量販店と連携した小型家電の回収の推進
- ・ 家庭の食品ロス等の実態調査、「使いきり3015」（毎月30日と15日に冷蔵庫を点検し、食材を使い切る）など県民総参加の食品ロス等削減運動の展開、食品ロスモニター調査の実施、食材の使いきりに関するイベントの推進、家庭の未利用食品を福祉団体等へ寄付するフードドライブのモデル実施

- ・ 事業系の食品ロス等の実態調査、「食べきり 3015」（宴会開始後 30 分と終了前 15 分は自席で料理を楽しむ）運動の展開、飲食店での小盛りメニュー導入の推進、小売店による食品ロス削減の先進的な取り組みへの支援や食品廃棄物の家畜用飼料への活用の支援、食品流通段階での 1 / 3 ルール等の商慣習見直しに取り組む事業者の募集・登録
- ・ ごみ焼却灰（溶融スラグ）を利用したリサイクル製品の公共工事での積極的な使用
- ・ 一般廃棄物処理計画の策定、ごみ処理施設の計画的な整備や適切な維持管理について、市町村等に技術的な助言を実施

【市町村の取り組み】

- ・ ホームページやポスター等によるごみ分別や出し方の周知（15 市町村）
- ・ 容器包装リサイクル法（15 市町村）、小型家電リサイクル法（14 市町）等に基づく資源ごみの回収の推進
- ・ 出前講座やイベント等での減量化、再生利用の啓発活動（13 市町）
- ・ ごみ処理の有料化（10 市町）、資源ごみの集団回収に対する報奨金制度（14 市町）や生ごみリサイクルの補助制度（11 市町村）の導入、資源ごみ回収常設ステーションの設置（15 市町村、42 か所）
- ・ ごみ焼却灰（溶融スラグ）を利用したリサイクル製品の公共工事での積極的な使用

② 産業廃棄物関係

- ・ これまで埋立処分されていた産業廃棄物の減量化・再生利用に向けて、産学官のプロジェクトチームを設置し、排出事業者に応じた具体的な検討を実施
- ・ ポイ捨てなどが起きやすい河川敷や林道などを「不法投棄防止モデル地域」として、地域住民や市町村、国の関係機関とも連携して重点パトロールを実施
- ・ 「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を変更し、P C B 廃棄物の把握の徹底や事業者への指導の強化など早期に処理を完了するための措置を追加
- ・ 廃棄物処理業の若手経営者等を対象として経営戦略や人材育成などの講座を開催するとともに、環日本海・アジア諸国との環境協力に係る情報交換等を実施

③ 災害廃棄物関係

- ・ 地震被害想定を追加等を踏まえ県災害廃棄物処理計画の改定、地理情報システム（G I S）を活用した災害廃棄物発生量及び処理フローの推計結果を市町村に提供するなど、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援
- ・ 本県の地域特性に応じた災害廃棄物の発生原単位や種類別割合を県内解体工事現場データを元に調査検討

3 一般廃棄物の目標達成状況

一般廃棄物の目標達成状況については、表2-14のとおり、再生利用率は着実に増加しており、達成は可能と考えられます。

一方、排出量は減少してきているものの、現状では目標に届かないと考えられます。また、最終処分量は、概ね横ばいで推移しており、現状では目標に届かないと考えられます。

表2-14 一般廃棄物の目標達成状況

[単位：千t]

年 度	24年度 (基準)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	2年度 (目標)
排 出 量	429	417	421	420	373
再 生 利 用 量 (再生利用率)	112 (26%)	107 (26%)	112 (27%)	112 (27%)	101 (27%)
最 終 処 分 量 (最終処分量)	37 (9%)	35 (8%)	38 (9%)	38 (9%)	32 (9%)

備考 県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、第3期計画の計画始期から民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えています。

4 産業廃棄物の目標達成状況

産業廃棄物の目標達成状況については、表2-15のとおり、排出量は基準年度から減少しており、また、減量化・再生利用率は着実に増加しており、ともに達成が可能と考えられます。

一方、再生利用量（再生利用率）は伸び悩んでおり、現状では目標に届かないと考えられます。

また、最終処分量については、徐々に減少してきており、達成できる見込みです。

表2-15 産業廃棄物の目標達成状況

[単位：千t]

年 度	24年度 (基準)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	2年度 (目標)
排 出 量	4,558	4,559	4,388	4,182	4,695
再 生 利 用 量 (再生利用率)	1,703 (37%)	1,608 (35%)	1,556 (35%)	1,474 (35%)	1,878 (40%)
減 量 化 量 (減量化率)	2,649 (58%)	2,734 (60%)	2,635 (60%)	2,561 (61%)	2,676 (57%)
[減量化・再生利用率]	(95%)	(95%)	(96%)	(97%)	(97%)
最 終 処 分 量 (最終処分量)	206 (5%)	216 (5%)	197 (5%)	146 (3%)	141 (3%)

第3章 本県が取り組むべき循環型社会づくりへの課題

第1節 廃棄物における最近の課題

1 プラスチック廃棄物への対応

プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしている素材です。その一方で、近年、ワンウェイ（使い捨て）の容器包装の廃棄量が多いこと、未利用の廃プラスチック類が一定程度あること、アジア各国による廃プラスチック類の輸入規制が拡大していること、また、プラスチックごみの海洋流出により生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されていることなどが問題となっています。さらに最近では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、衛生目的で使用されるワンウェイ容器等の廃棄量が増加しています。

プラスチック廃棄物への対応は、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）⁹」の「目標12[※]」及び「目標14^{※※}」でも求められており、事業者、消費者、行政等の多様な主体の参画のもとに、プラスチックの国内における資源循環やマイクロプラスチック（微細なプラスチック類）を含めた海洋プラスチックごみ対策を一層推進する必要があります。

加えて令和3年3月現在、国会で審議されている、家庭のプラスチック資源の一括回収等を目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の内容を踏まえて適切に対応する必要があります。

2 食品ロス・食品廃棄物への対応

近年、食品ロスに関する国際的な関心が高まっており、SDGsの「目標12」においても、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧廃棄の半減」がターゲットの一つに設定されています。

また、平成28年5月に本県で開催されたG7富山環境大臣会合では、「富山物質循環フレームワーク¹⁰」が採択され、食品ロス等の削減の推進や食品廃棄物の効果的なリサイクルなどの取組みを着実に実施していくこととされたほか、令和元年5月には食品ロス削減推進法が新たに制定され、本県でも同法に基づき「富山県食品ロス削減推進計画」を令和2年4月に策定したところです。

こうした状況を踏まえ、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、関係する主体との連携による食品ロス等の削減の取組みをより一層加速化する必要があります。

※ 目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する。

※※ 目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

3 感染症や自然災害への対応

令和2年4月から5月にかけて新型コロナウイルスの感染拡大に係る緊急事態宣言が発令され、在宅勤務や学校の休校が広がるなか、ごみの収集や感染性廃棄物の処理を安全に継続することの重要性が改めて確認されました。

廃棄物処理については、日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、感染症の流行だけでなく、事故や自然災害の発生などにも備えて、事業が継続できるような処理体制を強化していく必要があります。

4 災害廃棄物への対応

県では、国の災害廃棄物対策指針等に基づき、県地域防災計画も踏まえて、平成29年3月に「県災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）」を策定しています。

その後、30年2月に県地域防災計画〈地震・津波災害編〉が修正され、地震被害想定が追加されたほか、31年3月に県災害時受援計画の策定、令和元年10月には台風19号に伴う災害廃棄物の広域処理の支援を行ったことから、これらの内容を反映させ、2年3月に処理計画を改定しています。また、県内市町においても、地域の実情を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定しています。

一方、28年3月には環境省中部地方環境事務所及び中部ブロックの各県等で構成する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が災害廃棄物対策に関する県域を越えた連携手順のモデルを示す災害廃棄物中部ブロック広域連携計画を策定し、広域処理の連携が進められています。

このような状況のもと、近年頻発している豪雨等による大規模災害に対応するため、災害廃棄物の広域処理体制の構築とその円滑な運用に向けて、民間業者との連携強化や発災初動期の行動を中心とした教育訓練等により、実効性を高める必要があります。

第2節 廃棄物の排出抑制・再利用に関する課題

1 一般廃棄物の課題

ごみ総排出量については、基準年度（平成24年度）から緩やかに減少しているものの、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上回っています。

このため、家庭については手付かず食品、食べ残し、食材の過剰除去などの食品ロス等の削減や令和2年7月から開始された全国一律のレジ袋有料化を踏まえたマイバッグ持参のさらなる定着化など環境に配慮したライフスタイルへ、事業者については環境マネジメントシステムの導入など環境に配慮した事業活動へ転換を行うなど、廃棄物の排出抑制の取組みを一層推進する必要があります。

また、再利用が可能なものがごみとして捨てられている事例が少なからず見受けられること、近年、スマートフォンのアプリ等を用いたリユース、シェアリングの取組みの進展がみられることから、各種広報媒体を用いた啓発などにより、再利用を一層推進する必要があります。

2 産業廃棄物の課題

近年、排出量は徐々に減少しており、概ね目標値以下に抑制されていますが、更なる減量化に向け、排出事業者における2R（廃棄物の排出抑制や再使用）を中心とした取組みをさらに進める必要があります。

また、排出量の多い上位100社が県内排出量の約8割を排出しているため、そうした事業者を中心に、排出抑制及び再利用の取組みを後押しする必要があります。

さらに、廃棄物の排出抑制や再使用について、技術や情報不足を課題に挙げる排出事業者に対し、引き続き、適切な技術的支援や情報提供を行う必要があります。

第3節 廃棄物の再生利用に関する課題

1 一般廃棄物の課題

再生利用率については、民間事業者による回収量の増加などもあり、上昇傾向にあり、全国平均を上回っています。一方、減少傾向にある集団回収量への対応、これまで焼却されていた食品ロス・食品廃棄物や容器包装以外のプラスチックなどについて官民等の連携により、一層の再生利用を推進する必要があります。

また、市町村のごみ処理状況調査では、依然として、家庭からの可燃ごみにプラスチック容器包装廃棄物やこれまで集団回収されていた段ボールなどが混ざっていること、また、事業系の可燃ごみにも再生利用可能な紙類が混ざって捨てられている事例が見受けられることから、家庭や事業所におけるごみの分別ルールの遵守と一層の再生利用等の促進を図る必要があります。

一方、最終処分量については、概ね横ばいで推移していましたが、平成29年度からは焼却灰の埋立により増加しています。また、最終処分場の残余年数は全国平均を上回っていますが、最終処分場の延命化のため、民間事業者の活用等による焼却灰のリサイクルなど、最終処分量を可能な限り削減する必要があります。

2 産業廃棄物の課題

本県は、脱水などの減量化処理される汚泥の割合が高く、再生利用率が全国平均を下回っていますが、特に、種類別の再生利用率が全国よりも低い汚泥や鉍さいなどについて再生利用の取組みを推進する必要があります。

また、アジア各国による使用済プラスチック等の輸入禁止措置に伴い、全国的に廃プラスチック類の処理に支障が生じることが懸念されています。さらに、本県では、廃プラスチック類の最終処分率が増加する傾向がみられることから、さらなる再生利用や熱回収利用に取り組む必要があります。

第4節 廃棄物の適正処理に関する課題

1 一般廃棄物の課題

廃棄物処理施設の老朽化等により、処理能力の不足並びに故障及び事故のリスクの増大、適正処理の確保が懸念されるほか、適切な施設の更新や改良による長寿命化などを計画的に進めていく必要があります。

また、将来的な人口やその構造変化、ごみ排出の推移、処理施設の老朽化や維持管理経費等の状況を踏まえたごみ処理の広域化や施設の集約化、高齢化社会に対応したごみ処理を検討するとともに、災害対策、気候変動適応策等の観点を含めた安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を維持・確保する必要があります。

2 産業廃棄物の課題

産業廃棄物の処理に対する県民の信頼を一層向上させるため、排出事業者や処理業者に対し法制度の周知の徹底を図るとともに、監視・指導体制の強化等により適正な処理の確保に努める必要があります。

また、廃棄物の減量化や資源循環・資源確保に向け、製造事業者やリサイクル業者間で廃棄物の詳細な性状の情報や、有用金属や有害物質等の含有情報を共有化するなど、異業種間での連携等を充実・強化する必要があります。

さらに、有害物質を含む産業廃棄物については、無害化や安定化などの確実な処理を図るとともに、その処理に伴う生活環境への影響がないよう適切な措置を講じる必要があります。特に、水銀、石綿、PCBを含む廃棄物については、その処理を行うまでの間、排出事業者による保管及び管理を徹底し、適正かつ高度に処理することのできる処理業者に委託する必要があります。

3 不適正処理の未然防止

依然として、特に中山間地域において不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られることから、関係機関とも連携して監視・指導を強化する必要があります。

特に、家庭などから発生する剪定枝については、野外焼却されやすいことから、適切な処理方法を周知するとともに、リサイクルを推進する必要があります。

また、廃棄物処理法に違反する行為を行った者などに対しては、生活環境保全上の支障の除去や適正処理の確保のため、迅速かつ厳正に対処する必要があります。

第5節 廃棄物分野における温室効果ガス排出削減

本県は、令和2年3月に関係団体とともに「とやまゼロカーボン推進宣言」を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指して、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

廃棄物分野においても、処理工程における省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等をさらに加速させる必要があります。

第6節 地域に貢献する優良な廃棄物処理業者の育成

循環型社会づくりに向けて、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる廃棄物処理業者を選定できるよう、優良な廃棄物処理業者の育成を図る必要があります。

また、廃棄物処理業が地域とともに発展し、事業を円滑に継続していくためには、廃棄物の適正処理だけでなく、地域の振興にも貢献し、住民の信頼を得ていく必要があります。

第4章 計画の目指す姿と施策の方向性

第1節 本県の目指すべき循環型社会の姿

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しており、また、天然資源の枯渇や、気候変動に伴う自然災害の増加など、様々な問題を発生させる要因となっています。

こうした状況の中、今後とも、本県の素晴らしい環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継いでいくためには、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減されるとともに、SDGsの達成や感染症の流行などにも対応した新しい循環型社会づくりを推進する必要があります。

このため、この計画では、本県の目指すべき姿と方向性を以下のとおりとします。

1 富山県の将来像

SDGsの達成に向けて、環境への負荷が極力小さくなる県民生活や事業活動が営まれ、天然資源の使用量が最小化された資源効率性の高い社会の構築を目指します。

こうした社会では、県民や事業者、民間団体、行政等の各主体が、それぞれ緊密に連携協力し、一体となって、主体的かつ継続的に3R活動や環境保全活動に取り組み、循環型社会の維持に努めます。

また、デジタル技術や再生可能エネルギーを活用し、廃棄物が資源として可能な限り再循環し続けるより高度な循環型社会を形成するとともに、資源循環を担う廃棄物処理業者等が、感染症や災害の発生時にも社会の基盤として安定的に事業が継続される社会を目指します。

2 施策の基本的方向性

<新たな課題への対応>

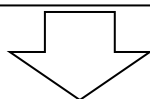
- ① 新たな課題の解決に向けた重点的取組み

<基本的な取組み>

- ② 循環型社会の実現に向けた3Rの推進
- ③ 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進
- ④ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

<将来を見据えた取組み>

- ⑤ 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出



新型コロナなどの
社会変化を乗り越えた、
新しい循環型社会の実現

**MAKE
TOYAMA
STYLE**
BEYOND CORONA, WITH US

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

第2節 計画の目標

この計画では、廃棄物の減量化などに関して、廃棄物の排出量等の現状や将来予測、国の基本方針（平成28年1月）、循環型社会形成推進基本計画（30年6月）の目標などを踏まえて、次のとおり数値目標を掲げ、その達成に向けて各種取組みを推進することとします。

なお、国では、令和2年度以降の数値目標として、従来の「再生利用率」に替えて「循環利用率」を使用していることから、本計画における数値目標についても「循環利用率」を使用することとします。

表4-1 国の基本方針等に定める廃棄物の適正な処理に関する目標

区 分	7年度目標値
排 出 量	【一般廃棄物】 29年度比約11%削減（約3,800万トン）
	【産業廃棄物】 29年度に対し増加を約2%に抑制（約3億9,000万トン）
再 生 利 用 量 の 割 合	【一般廃棄物】 出口側の循環利用率を約28%に増加（約+8%）
	【産業廃棄物】 出口側の循環利用率を約38%に増加（約+3%）
最 終 処 分 量	【一般廃棄物】 29年度比約17%削減（約320万トン）
	【産業廃棄物】 29年度に対し増加を約2%に抑制（約1,000万トン）

備考 一般廃棄物の「循環利用率」は、従来の「再生利用率」の数値と同じです。

産業廃棄物の「循環利用率」は、[再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量]を[排出量]で除した数値です。

1 一般廃棄物の目標

排出量等の現状やこれまでの推移、将来の人口推計などを勘案すると、現状の取組みを継続した場合の令和7年度時点の将来予測は、表4-2のとおり、排出量は減少するものの、循環利用率と最終処分量は横ばいになると予測されます。

なお、新型コロナウイルスによる生活様式の変化に伴い、県内のごみ排出量においても、一時的に生活系一般廃棄物の増加、事業系一般廃棄物の減少がみられたものの、現時点では総量としては大きな変化が見られないことから、5年後の将来予測に当たっては過去のデータをもとに算出しています。

第4期計画の数値目標については、表4-2のとおり、排出量は、将来予測の398千tに対し、令和7年度において374千tに削減（29年度に対し11%削減）することを目標とします。

循環利用率は、将来予測の27%に対し、7年度において28%に増加させることを目標とします。

最終処分量は、将来予測の36千tに対し、7年度において32千tに削減（29年度に対し17%削減）することを目標とします。

目標の達成に向けて、特に排出量や最終処分量の削減のため、プラスチックの資源循環や食品ロス・食品廃棄物の削減などの重点的取組みのほか、生活や事業活動における3Rの一層の推進など、県民、事業者、県・市町村等が一層連携して取り組みます。

表4-2 一般廃棄物の目標

区 分	現 状			将来予測	目 標 値
	28年度	29年度	30年度	7 年度	7 年度
排 出 量	417千 t	421千 t	420千 t	398千 t	374千 t [29年度比▲11%]
循環利用率	26%	27%	27%	27%	28%
最終処分量	35千 t	38千 t	38千 t	36千 t	32千 t [29年度比▲17%]

2 産業廃棄物の目標

排出量等の現状や、業種別の活動量指標（製造品出荷額等や従業員数など）の推移状況などから試算すると、現状の取組みを継続した場合の令和7年度時点の将来予測は、表4-3のとおり、排出量・循環利用率及び最終処分量ともほぼ横ばいで推移するものと予測されます。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症による影響は明確には現れていないと考えられますが、今後の推移を注視していく必要があります。

第4期計画の数値目標については、表4-3のとおり、排出量は、将来予測の4,285千tに対し、令和7年度において4,228千t（29年度に対し4%削減）に抑制することを目標とします。

循環利用率は、将来予測の33%に対し、7年度においては36%に増加することを目標とします。

最終処分量は、将来予測の148千tに対し、7年度において138千tに削減（29年度に対し30%削減）することを目標とします。

目標の達成に向けて、廃プラスチック類などの資源循環の推進等に取り組むことにより、より一層環境負荷が小さく、資源効率性の高い社会の実現を目指します。

表4-3 産業廃棄物の目標

区 分	現 状			将来予測	目 標 値
	28年度	29年度	30年度	7年度	7年度
排 出 量	4,559千 t	4,388千 t	4,182千 t	4,285千 t	4,228千 t 〔29年度比▲4%〕
循環利用率	33%	33%	32%	33%	36%
最終処分量	216千 t	197千 t	146千 t	148千 t	138千 t 〔29年度比▲30%〕

第5章 循環型社会づくりのための推進施策

第1節 新たな課題の解決に向けた重点的取組み

1 プラスチック類の資源循環の推進

① ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の使用削減

- ・ 令和2年7月からの全国一律のレジ袋有料化をきっかけとして、買い物時のマイバッグ持参の一層の定着を図るとともに、衛生目的を中心にワンウェイであることが不可欠な用途があることを踏まえつつ、マイボトル・マイカップ等のリユース容器の利用促進、食品トレイのノートレイや紙トレイへの転換の推進など、市町村・事業者等と連携して、過剰なワンウェイプラスチック製容器包装・製品の使用削減の取組みを推進します。

② 使用済みプラスチックの効果的・効率的な再資源化の促進

- ・ 使用済みプラスチックについて、高度選別技術を有するリサイクル事業者との連携のもと、高い品質の再生素材の供給等による高度なマテリアルリサイクル等を推進するとともに、熱回収などによる徹底的な資源循環を推進します。
- ・ 令和3年3月現在、国会で審議されている「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の内容を踏まえ、市町村・事業者等と連携して新たな制度が円滑に進められるよう、必要な情報提供や技術的助言を行います。

③ プラスチック製容器包装・製品の代替素材の利活用及び環境配慮設計の推進

- ・ 石油由来プラスチックからの代替が可能な用途において、再生材や紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への素材転換を促進します。
- ・ 製造事業者や流通・サービス事業者等におけるプラスチック製容器包装・製品の軽量化やリユース・リサイクル可能な環境配慮設計への転換及び過剰な使用の削減を呼びかけます。

④ エコライフスタイル等への転換の推進

- ・ ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の使用の削減や分別の徹底、不法投棄及びポイ捨て防止について、出前講座や啓発資材の配布等の普及啓発や情報発信を行うことにより、プラスチック資源循環に積極的に取り組む意識の醸成を図るとともに、エコライフスタイルや環境配慮型の事業活動への転換を呼びかけます。

⑤ 海洋プラスチックごみ対策の推進

- ・ 「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民等が連携し、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物や漂流ごみの回収・処理を進めます。また、海岸を有する地域のみならず、河川の上流・下流の幅広い地域の連携協力のもと、プラスチックごみなどの発生抑制対策を推進します。

2 食品ロス・食品廃棄物の削減の推進

- ・ 「富山県食品ロス削減推進計画」に基づき、「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、県民生活や事業活動等における食品ロス等の削減につながる全県的な取組みを推進します。
- ・ 消費者、事業者、関係団体、行政が連携した県民総参加の食品ロス等削減運動の展開を図るとともに、食品ロス等の実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施、食品ロス等の削減に関する先進的な取組事例等の情報収集・発信、表彰を行います。
- ・ フォーラムやイベントの開催等を通じて、消費者、事業者等に対する知識の普及啓発を図るとともに、家庭やフードチェーンにおける食品ロス等削減を推進します。
- ・ フードバンク活動やフードドライブなどを通じて、未利用食品等の有効活用を図るとともに、食品廃棄物の飼料化・肥料化・エネルギー化等による適正な再生利用を推進します。

3 ウィズコロナ・アフターコロナ社会における取組みの促進

- ・ 廃棄物処理業務従事者の安全を確保し、感染症の拡大を防止するため、県民・事業者に対しマスクの捨て方やごみの出し方などについてホームページ等を活用して周知啓発します。
- ・ 感染症の流行に備え、関係団体と連携しながら、マスクや手袋、防護服などの廃棄物処理に必要な資器材の確保等の体制の整備を促進します。
- ・ 感染症の流行のほか、自然災害の発生なども想定して、廃棄物処理に係る事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

4 災害廃棄物対策の推進

- ・ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の確保に向け、災害廃棄物の仮置場の設置や収集、運搬、処分、再生利用の方法等を盛り込んだ災害廃棄物処理計画の策定のほか、具体的な初動対応の業務手順や資材リスト等の確認と事前検討、災害廃棄物処理の実効性を高めるための研修、訓練等の実施を推進します。
- ・ 市町村において災害廃棄物対策の取組みが進むよう、技術的助言や必要な情報提供、研修・訓練等の開催支援を行います。
- ・ 地震・水害の災害想定に応じて、災害廃棄物の発生量の推計やGISを用いた仮置場の選定手法の検討などを行い、その結果に基づき、再生利用等による最終処分量の減少及び環境負荷の低減を図るための最適な処理フローの確立に向け、調査研究を行います。
- ・ 災害発生時の廃棄物処理等に関する協定を締結している廃棄物処理団体等と行政との連携・協力を推進します。
- ・ 処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行的な視点を踏まえた一般廃棄物処理施設の整備や既存施設の強靱化に努めるとともに、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理施設や処理業者等の情報把握に努めます。

- ・ 大規模災害の発生時に備え、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」の枠組みのもと、災害廃棄物処理の広域的な連携協力体制の構築及び円滑な運用に向けた取組みを推進します。

第2節 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

1 廃棄物の排出抑制・再使用の推進

① 生活や事業活動全体にわたる廃棄物の排出抑制、再使用の推進

- ・ 循環型社会づくり、脱炭素社会づくりの両方の観点から、3Rのうち、より優先度の高い2R（排出抑制（リデュース）、再使用（リユース））について、「とやま環境フェア」等のイベント、様々な広報媒体を活用し、2Rの取組みに関する普及啓発を図ります。
- ・ 水切りの徹底など生ごみの排出抑制・減量化、環境に配慮した商品（簡易包装の商品、詰替え可能な商品など）の積極的な購入、市町村等による粗大ごみのリユース斡旋事業やリユースイベントの開催情報の周知等を行うなど、2Rに積極的に取り組むエコライフスタイルへの転換を推進します。
- ・ リユースやシェアリングの取組事例の情報発信などを通じて、リユース・シェアリングの普及拡大を推進します。
- ・ 産業廃棄物の排出を抑制するため、事業者や学識経験者等が互いに連携しながら廃棄物排出抑制対策の情報やノウハウを交換するなどの取組みを通じて、各事業者が製品の製造工程からの廃棄物の発生、処理工程の見直しを含めた包括的な廃棄物対策を推進します。
- ・ ISO14001 やエコアクション21 など、環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・ 多量の廃棄物を排出する事業者に対しては、排出の抑制に向けた計画的な取組みを促進します。

② 廃棄物の排出抑制に向けた経済的手法の検討

- ・ ごみの排出抑制、ごみ処理経費の負担の公平化、3Rに関する県民の意識改革を図るため、ごみ処理の有料化や処理料金の適正化について、市町村への技術的助言を行います。
- ・ 一般廃棄物処理事業の効率化及び透明化を図るため、そのコスト分析や評価を客観的に行えるように「一般廃棄物会計基準」の導入を推進します。

2 廃棄物の再生利用の推進

① 「質」にも着目した廃棄物の再生利用の効率化・高度化の推進

- ・ 天然資源の使用量を削減し、持続可能な循環サイクルを構築するため、レアメタル等の回収や水平リサイクル¹¹等の高度かつ効率的な再生利用の取組みを推進します。
- ・ 高度なりサイクル技術を有する民間の廃棄物処理業者への処理の委託などにより、これまで焼却又は直接埋立されていた廃棄物の再生利用等を推進します。
- ・ リサイクル製品の高付加価値化やリサイクル費用の削減に向けた新しい研究・開発に関する情報を収集するとともに、リサイクル製品の販路拡大に向け、需要等について調査検討を行い、廃棄物処理業者への情報提供や技術的助言を行います。

② 廃棄物の再生利用の拡大

- ・ ホームページや各種広報媒体を利用して家庭や事業所におけるごみの分別ルールの遵守や可燃ごみへの資源ごみの混入防止の啓発を行います。
- ・ 資源ごみ常設ステーションや集客施設における拠点回収、エコ・ストアにおける店頭回収、県認定エコ・ステーション、集団回収など、県民がライフスタイルに合わせて利用しやすい資源回収の仕組みづくりを進めることにより、資源ごみの分別排出の徹底を推進します。
- ・ 各種団体に対する資源ごみの集団回収の実施の呼びかけや集団回収実施団体への報奨金の支給などにより、その取組みを推進するとともに、この活動を活発化させるため、集団回収に関する情報提供の充実や報奨金の上乗せなどを検討します。
- ・ 剪定枝の堆肥化や木くずの固形燃料化など木質系廃棄物の回収体制の構築及びリサイクルを推進します。
- ・ 廃棄物の再生利用を推進するとともにリサイクル製品の市場を拡大するため、ホームページや各種広報媒体、環境イベント等によりリサイクル製品の周知を図り、その積極的な利用を推進します。
- ・ 県内で発生した廃棄物を原材料として、県内で製造加工されたコンクリート製品や土質改良固化材等を公共工事で利用するなど、リサイクル製品の率先利用に努めます。
- ・ リサイクル製品が安心して使用されるようにするため、富山県認定リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に適合していることを確認し、その安全性の確保を図ります。
- ・ ばいじんや鉱さい、廃プラスチック類など、埋立処分される割合が高く、その量が多い産業廃棄物等について、排出事業者における減量化・再生利用を拡大するため、産学官が連携した具体的な方策の検討を進めるとともに、「産業廃棄物排出抑制・減量化マニュアル」等を活用した再生利用に関する指導・助言や技術の普及、講習会等による情報提供に努めます。

③ 各種リサイクル法の推進

- ・ 容器包装リサイクル法については、県分別収集促進計画や市町村分別収集計画に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを推進します。
- ・ 家電リサイクル法については、ホームページや各種広報媒体等を利用して使用済家電製品のリサイクル制度について周知し、適正処理及びリサイクルを推進するとともに、不用品無料回収所において未だ使用済家電製品が屋外保管されるなど、廃棄物に該当すると認められる取扱いがなされていることから、こうした家電製品については、同法に基づき適正に処理されるよう指導します。
- ・ 食品リサイクル法については、国と連携し、食品廃棄物のリサイクル等の取組みが促進されるよう食品関連事業者に対して必要な情報提供や技術的助言を行います。
- ・ 建設リサイクル法については、建設廃棄物のリサイクル制度について業界団体等を通じて周知するとともに、解体工事の現場等へのパトロール等を行い、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進します。

- 自動車リサイクル法については、使用済自動車のリサイクル制度について業界団体等を通じて周知するとともに、自動車リサイクル法に基づく登録・許可事務や許可業者等に対する立入検査等を行い、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを推進します。
- 小型家電リサイクル法については、高度なりサイクル技術を有する廃棄物処理業者を活用して、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な使用済小型家電の回収体制を整備するとともに、回収体制の見直しによるリサイクル全体のコスト低減や、最終処分場の延命などの定量化しづらいメリットを評価するなど、使用済小型家電のリサイクルの継続を図ります。

1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進

① 廃棄物処理施設の整備の推進

- ・ 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制の確保に向け、環境負荷の低減や行政コストの抑制に配慮し、いわゆるストックマネジメント¹²の手法を導入しながら、処理施設毎の長寿命化計画を策定するとともに、着実な施設整備を推進します。

また、人口減少等の社会構造の変化による一般廃棄物の排出動向、施設の老朽化、災害廃棄物処理への対応などを見据え、広域的な廃棄物の処理体制の整備や民間事業者の活用など安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するとともに、将来的なごみ処理体制の在り方について検討します。

- ・ 産業廃棄物処理施設については、県内の産業廃棄物の処理状況、施設の整備状況、将来の動向、他都道府県の状況等を踏まえながら、民間による施設整備を基本としつつ、公共関与による処理施設整備の必要性の検討も含めて、必要な施設整備を推進します。

また、産業廃棄物処理施設においてもストックマネジメントの手法に基づく、施設の長寿命化や効率的な更新が促進されるよう情報提供や技術的助言を行います。

なお、具体的な施設整備にあたっては、「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき、周辺住民と対話しながら、円滑な施設整備を進めます。

② 産業廃棄物の適正処理対策の推進

- ・ 産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、不法投棄等を防止するため、一般社団法人富山県産業資源循環協会等と連携し、適正処理に関する講習会を開催するほか、廃棄物排出事業者に対する適正な廃棄物管理体制の普及啓発を図ります。
- ・ 産業廃棄物管理票制度については、厳格な運用に向け啓発を行うとともに、廃棄物処理システムの透明化や、不法投棄・不適正処理の原因究明の迅速化等に資する「電子マニフェスト」の普及を推進します。
- ・ 県外からの産業廃棄物の搬入にあたっては、要綱に基づき搬入計画等について排出事業者と事前に協議を行うとともに、適正処理に関して必要な指導を行います。

③ 有害廃棄物等の適正処理対策の推進

- ・ PCB廃棄物については、「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、期限内に処理を終えるため、掘り起こし調査等により県内全てのPCB廃棄物を把握するとともに、適正な保管や処理の完了に向けた指導等を強化します。
- ・ 水銀廃棄物については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の制定や廃棄物処理法等の改正により規制が強化されたことから、関係団体や市町村と連携し、法の周知や水銀廃棄物の適正処理の普及啓発を図るとともに、家庭から排出される水銀使用廃製品の適正な処理体制の構築を図ります。
- ・ 在宅医療廃棄物や廃石綿等については、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」などに沿って、適正処理を推進します。

- ・ 今後、廃棄の増加が予想される太陽光発電設備については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」などに沿って、リサイクル及び適正処理を推進します。
- ・ 廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が分別されずに排出されることが、廃棄物処理施設等の火災の原因となっているため、リチウムイオン電池に起因する火災事故を防止するための対策の徹底を図ります。
- ・ 廃エアゾール製品等による事故防止のため、適切な廃棄の方法について周知するとともに、廃エアゾール製品等の適正な処理体制の整備を図ります。

④ 少子高齢化・人口減少社会に対応したごみ処理体制の整備

- ・ 少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化に対応した、より効率的で効果的な収集運搬方法や適切なごみ処理施設の整備、民間施設の活用など、将来的なごみ処理体制の在り方について検討します。
- ・ 高齢者等世帯に対するごみ出し支援について、国の財政措置等の各市町村への情報提供や技術的助言を行います。
- ・ 高齢化に伴い排出量が年々増加している使用済紙おむつの再生利用や熱回収利用などについて、各市町村への技術的助言を行います。

2 不適正処理防止対策の推進

① 監視指導体制の強化

- ・ 産業廃棄物排出事業者や処理業者に対し、立入検査等の監視指導を行います。
- ・ 不法投棄等の不適正処理を未然防止するため、不法投棄監視パトロール車やヘリコプター、ドローンなどを活用した監視、雑品スクラップ業者等への立入検査など、不適正処理の監視を強化します。
- ・ 不法投棄等の不適正処理事案に迅速に対応するため、不法投棄ホットラインや不法投棄監視カメラの運用、猟友会等の民間団体による山間パトロールの実施等、官民を挙げた監視活動を推進します。
- ・ 企業や団体等と連携した不法投棄の監視・通報体制を整備し、不法投棄をさせない地域づくりを推進します。
- ・ 市町村や警察、海上保安庁などで構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」や石川県、岐阜県、関係市町村との合同による県境パトロールの実施など、関係機関と連携・協力し、監視指導体制を充実・強化します。
- ・ 悪質な違反行為に対しては、法に基づき行為者を厳正に処分するとともに、行為者に対し原状回復又は生活環境保全上の支障の除去に向けた命令、指導を行います。

② 不適正処理防止に向けた普及啓発等

- ・ 一般社団法人富山県産業資源循環協会と連携し、ポスターやチラシ等の広報資材や各種媒体を活用した不法投棄の防止に向けた普及啓発を推進します。
- ・ 市町村が行う不法投棄監視カメラの設置等の不法投棄防止対策や、行為者を特定できない不法投棄物の撤去について、技術的・財政的支援を行います。

第4節 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

1 富山の地域性を活かした地域循環共生圏¹³の形成

① 循環資源の地産地消の推進

- ・ SDGsの達成に向けて、環境負荷を可能な限り低減するため、地域内で排出された廃棄物などは可能な限り地域内で再資源化を行い、再生された資源は地域内で活用するなど、循環資源の地産地消を推進します。
- ・ 排出事業者に対し、産業廃棄物処理業者の詳細な情報提供等を行い、県内の産業廃棄物ができる限り県内で再資源化されるよう取組みを支援します。

2 各主体が連携・協働した3Rの取組みや県民運動の推進

① 県民、事業者の協働による3Rの取組みの推進

- ・ 県民や民間団体などによる自主的な取組みが促進されるよう、ごみ減量化や環境美化などの活動に対する必要な支援を行います。
- ・ 「とやまエコ・ストア制度」が県民・事業者連携のエコ活動として拡大するよう、制度に未登録の事業者に対して登録を呼びかけるとともに、県民には登録店の利用を促すなど、制度の普及を図ります。
- ・ ごみの減量化や再生利用、廃棄物の適正処理、県土美化に顕著な功績があり、他の模範となる個人又は団体を表彰し、ごみの減量化や再生利用等に対する県民の意識の醸成及び取組みの促進を図ります。

② 資源効率性を意識した事業活動の推進

- ・ 3Rに配慮した事業活動を推進するため、長期間使用可能な長寿命設計やリサイクルしやすい単一素材による商品開発など、環境配慮設計の普及啓発を図ります。
- ・ 廃棄物を循環利用が可能な資源として捉え、廃棄物の資源利用、廃棄物由来の原材料の利用など資源効率性の向上に関する調査研究を行います。

③ 環境教育や普及啓発の推進

- ・ 小学4年生を対象とした「とやま環境チャレンジ 10」事業や民間団体と連携した環境学習会の開催など、家庭、事業者、学校、地域等あらゆる分野の主体による幅広い年齢層に対し、SDGsの達成や3Rの視点を踏まえた環境教育を推進します。
- ・ 一人ひとりが循環型社会について理解を深め、環境保全に対する意識の醸成を図るため、環境楽習室 エコ・ラボとやま（県環境科学センター内）でのごみ削減や海洋ごみに関する展示など学習環境を整備するとともに、わかりやすい啓発資材や「とやま環境フェア」等のイベント、様々な広報媒体を活用し、限りある資源の大切さや、分別排出など日頃の生活で実践できる3R活動に関する普及啓発を推進します。

④ 事業者間の連携による3R活動の推進

- ・ 環境イベント等の開催による廃棄物のリサイクル情報の共有化など、3R活動に向けた異業種を含む事業者間連携が促進される仕組みづくりを推進します。

⑤ 3Rの成果の「見える化」の推進

- ・ レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」など具体的に目に見える取組みによるごみ減量化やリサイクルの成果の公表、事業者による環境報告書の作成・公表など、3Rの成果の可視化を推進します。

1 脱炭素社会づくりの推進

① 省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の推進

- ・ 廃棄物の処理やリサイクルにあたっては、廃棄物の収集運搬及び廃棄物処理施設の運用において省エネルギー化に努める（エコドライブや設備の適切な運転管理）とともに、省エネ型設備及びバイオマスや太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器を廃棄する際に適正にフロン類の回収が行われるよう周知徹底を図ります。

② 廃棄物のエネルギー源への利用の推進

- ・ 有機性汚泥など燃料として利用できる可能性のある廃棄物について、エネルギー源としての利用について調査検討します。
- ・ 廃棄物焼却施設においては、焼却時に発生する熱を利用する発電設備やボイラー設備等の整備を推進するとともに、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及に努めます。

2 次世代環境産業の創出と人材の育成

① 先進的環境産業の創出に向けた支援

- ・ 循環型社会の実現に向け、廃棄物の循環に重要な役割を担っている廃棄物処理業者等に対し、各種講習会やセミナーの開催を通して、次世代を担う環境産業への転換及び必要な人材の育成などを推進します。
- ・ ロボット技術やI o T・A I技術等を活用した廃棄物処理の高度化・効率化など、新しい処理技術の普及に向けた情報提供などの支援を行います。
- ・ 先進的な「富山の環境産業」を県内外に紹介するほか、海外への事業展開等を支援し、環日本海・アジア地域の環境保全に向けた連携・協力を推進します。
- ・ 先進的な環境産業の創出に向け、行政機関や一般社団法人富山県産業資源循環協会等の業界団体、大学等の高等教育機関等が連携・協力し、調査研究等に取り組みます。
- ・ 富山県中小企業環境施設整備資金融資制度を活用し、中小企業者が行う廃棄物の資源化及び再生利用のための施設整備を支援します。

② 優良な廃棄物処理業者の育成

- ・ 環境産業を担う廃棄物処理業者の資質と社会的評価の更なる向上のため、遵法性や事業の透明性が高く、健全な財務体質を有する「優良認定業者」の育成を図ります。
- ・ P C B廃棄物や水銀廃棄物のほか、今後新たに規制される有害廃棄物など、多様な廃棄物を適正かつ高度に処理できる処理業者の育成・確保に努めます。

- ・ 産業廃棄物の処理に対する信頼性の向上のため、産業廃棄物の処理や廃棄物処理施設の維持管理状況等の情報を積極的に公表します。

③ 県民理解の推進

- ・ 廃棄物処理業が重要な社会インフラであり、地域に貢献する環境産業であることの理解を深めるため、各種イベント等で普及啓発を図ります。
- ・ 県内の産業廃棄物の排出・処理状況を定期的に調査、公表するほか、処理業者の許可状況などの情報を、インターネット等を活用して速やかに公表します。

推進施策の体系

第1節 新たな課題の解決に向けた重点的取組み

1 プラスチック類の資源循環の推進

- ①ワンウェイプラスチック製容器包装・製品の使用削減
 - ・マイバッグ持参の徹底とリユース容器の利用促進
 - ・食品トレイのノートレイや紙トレイなどへの転換の推進
- ②使用済みプラスチックの効果的・効率的な再資源化の促進
 - ・高度なマテリアルリサイクルや熱回収などによる徹底的な資源循環
- ③プラスチック製容器包装・製品の代替素材の利活用及び環境配慮設計の推進
 - ・再生可能資源への素材転換の促進と過剰なプラスチック使用の削減
- ④エコライフスタイル等への転換の推進
 - ・普及啓発や情報発信による意識の醸成
- ⑤海洋プラスチックごみ対策の推進
 - ・海岸漂着物や漂流ごみの回収・処理と発生抑制対策の推進

2 食品ロス・食品廃棄物の削減の推進

- ・県民生活や事業活動等における全県的な取組みの推進
- ・実態把握や効果的な削減方法等に関する調査研究・情報収集等の実施
- ・消費者等に対する知識の普及啓発等
- ・フードバンク活動やフードドライブなど未利用食品の有効活用等

3 ウィズコロナ・アフターコロナ社会における取組みの促進

- ・感染症の拡大を防止するごみの出し方などの周知啓発
- ・廃棄物処理に必要な資機材の確保等の体制の整備促進
- ・感染症の流行等を想定した事業継続計画の策定促進

4 災害廃棄物対策の推進

- ・災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物処理の実効性を高める研修・訓練等の実施
- ・市町村の災害廃棄物対策に関する技術的助言等の実施
- ・災害廃棄物対策に関する調査研究の実施
- ・災害発生時の廃棄物処理団体等と行政との連携・協力等の推進
- ・災害発生に備えた一般廃棄物処理施設の整備や既存施設の強靱化
- ・広域的な連携協力体制の構築と円滑な運用

第2節 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

1 廃棄物の排出抑制・再使用の推進

- ①生活や企業活動全体にわたる廃棄物の排出抑制、再使用の推進
 - ・廃棄物の2Rの取組みに関する普及啓発
 - ・廃棄物の2Rに積極的に取り組むエコライフスタイルへの転換
 - ・リユースやシェアリングの普及拡大の推進
 - ・事業者の廃棄物排出抑制に向けた包括的な取組みの推進
 - ・環境マネジメントシステムの導入促進
 - ・多量排出事業者に対する排出抑制の計画的な取組みの促進
- ②廃棄物の排出抑制に向けた経済的手法の検討
 - ・ごみ処理の有料化や処理料金の適正化に関する助言
 - ・「一般廃棄物会計基準」の導入の推進

2 廃棄物の再生利用の推進

- ①「質」にも着目した廃棄物の再生利用の効率化・高度化の推進
 - ・レアメタル回収や水平リサイクル等の高度かつ効率的な再生利用の推進
 - ・高度な技術を有する廃棄物処理業者の活用による廃棄物の再生利用等の推進
 - ・リサイクル製品の高付加価値化や販路拡大等に関する情報提供等の実施
- ②廃棄物の再生利用の拡大
 - ・資源ごみの分別ルールの徹底
 - ・利用しやすい資源回収の仕組みづくりの推進
 - ・集団回収の取組み拡大に向けた検討
 - ・木質系廃棄物のリサイクルの推進
 - ・リサイクル製品の利用拡大の推進
 - ・リサイクル製品の率先利用の推進

- ・富山県認定リサイクル製品の安全性の確保
 - ・排出事業者における再生利用の拡大に向けた方策の検討、指導・助言
- ③各種リサイクル法の推進
- ・各種リサイクル法による適正処理及びリサイクルの推進

第3節 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

1 廃棄物の適正な処理体制の整備の推進

- ①廃棄物処理施設の整備の推進
- ・一般廃棄物処理施設の長寿命化と効率的な処理体制構築の推進
 - ・産業廃棄物処理施設の整備と長寿命化や効率的な更新の促進
- ②産業廃棄物の適正処理対策の推進
- ・排出事業者に対する適正な廃棄物管理体制の普及啓発
 - ・電子マニフェストの普及推進
 - ・産業廃棄物の搬入の事前協議と指導
- ③PCB廃棄物や水銀廃棄物など有害廃棄物等の適正処理対策の推進
- ・PCB廃棄物の期限内処理完了に向けた取組みの推進
 - ・水銀廃棄物の適正な処理のための普及啓発と処理体制の構築
 - ・在宅医療廃棄物や廃石綿等の適正処理の推進
 - ・太陽光発電設備のリサイクル等の推進
 - ・リチウムイオン電池等による火災事故防止の徹底
 - ・廃エアゾール製品等による事故防止と適正な処理
- ④少子高齢化・人口減少社会に対応したごみ処理体制の整備
- ・将来的なごみ処理体制の在り方の検討
 - ・高齢者等世帯に対するごみ出し支援に関する助言
 - ・使用済紙おむつの再生利用や熱回収利用に関する助言

2 不適正処理防止対策の推進

- ①監視指導體制の強化
- ・排出事業者や処理業者に対する立入検査等の実施
 - ・不法投棄監視パトロール等による不適正処理の未然防止
 - ・関係機関と連携した監視活動の推進
 - ・不法投棄をさせない地域づくりの推進
 - ・富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会等と連携した監視指導體制の充実・強化
 - ・悪質な違反に対する厳正な対応及び行政処分情報の公表
- ②不適正処理防止に向けた普及啓発等
- ・不法投棄防止に向けた普及啓発
 - ・市町村に対する技術的・財政的支援

第4節 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

1 富山の地域性を活かした地域循環共生圏の形成

- ①循環資源の地産地消の推進
- ・地域内で再資源化する循環資源の地産地消の推進
 - ・産業廃棄物を再資源化する取組みへの支援

2 各主体が連携・協働した3Rの取組みや県民運動の推進

- ①県民、事業者の協働による3Rの取組みの推進
- ・県民の自主的なごみ減量化や環境美化などの活動に対する支援
 - ・エコ活動の拡大に向けた「とやまエコ・ストア制度」の普及
 - ・表彰制度を活用した県民の意識の醸成及び取組みの促進
- ②資源効率性を意識した事業活動の推進
- ・環境配慮設計の普及啓発
 - ・資源効率性の向上に関する調査研究
- ③環境教育や普及啓発の推進
- ・SDGs達成や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進
 - ・「エコ・ラボとやま」や「とやま環境フェア」等を活用した普及啓発の推進
- ④事業者間の連携による3R活動の推進
- ・環境イベント等を活用した事業者間連携の促進

⑤ 3Rの成果の「見える化」の推進

- ・ 3Rの成果の可視化の推進

第5節 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出

1 脱炭素社会づくりの推進

① 省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の推進

- ・ 廃棄物処理における省エネ型設備や再生可能エネルギーの導入の促進
- ・ 適正なフロン類の回収の徹底

② 廃棄物のエネルギー源への利用の推進

- ・ 廃棄物のエネルギー源としての利用に向けた調査検討
- ・ 廃棄物の焼却時に発生する熱利用設備の整備と普及の促進

2 次世代環境産業の創出と人材の育成

① 先進的環境産業の創出に向けた支援

- ・ 廃棄物処理業者の次世代型環境産業への転換や人材育成の支援
- ・ ロボット技術やIoT・AI技術など新しい技術の普及の支援
- ・ 「富山の環境産業」の県内外への紹介や海外事業展開等の支援
- ・ 先進的な環境産業の創出に向けた調査研究等
- ・ 中小企業者が行う廃棄物資源化及び再生利用のための施設整備の支援

② 優良な廃棄物処理業者の育成

- ・ 廃棄物処理業者の資質向上及び優良認定制度の普及
- ・ 多様な廃棄物を適正かつ高度に処理できる処理業者の育成・確保
- ・ 産業廃棄物の排出・処理状況に関する調査や情報公開の推進

③ 県民理解の推進

- ・ 廃棄物処理業に対する県民理解の深化に向けた普及啓発
- ・ 産業廃棄物の排出・処理状況に関する調査や情報公開の推進

第6章 各主体の役割

1 県民の役割

県民は、家庭や職場、学校、外出先などあらゆる場面で、ワンウェイのプラスチック製品の過剰な使用を抑制するなど、廃棄物の排出抑制や循環的利用に向けた取り組みを実践することとします。

また、廃棄物の排出抑制や分別回収などに関する県や市町村の施策に協力するとともに、地域での集団回収や環境美化活動などの自主的な取り組みにも積極的に参加することとします。

さらに、ごみのポイ捨てや野焼きを行わないなど、良好な環境の保全に努めることとします。

2 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動に伴い生じた廃棄物を、自らの責任で法令に基づき適正に処理することとし、廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、廃棄物の最終処分が行われるまでの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとします。

なお、廃棄物の処理を委託するときには、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することに努めます。

また、県や市町村の施策に積極的に協力するとともに、地域の住民等による資源ごみの分別や環境美化活動などの自主的な取り組みにも積極的に参画又は支援をすることとします。

(1) 排出事業者

原材料の選択や製造工程、輸送工程、商慣習などの見直しにより廃棄物の排出抑制に努めるとともに、自ら廃棄物を再生利用等することや、再生利用等を行う廃棄物処理業者に処理を委託すること等により、廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとします。

(2) 製造・販売事業者

物の製造、加工、販売等に際して、その製品や包装、容器が廃棄物となった場合に、排出抑制、分別排出、適正な循環的利用や処分が円滑に実施できるよう、①消費実態に合わせた容量の適正化、②容器包装の減量・簡素化、③繰り返し使用できる製品、耐久性に優れた製品、再生利用が可能な製品、適正な処理が困難とならない製品及び再生可能資源を原料とした製品等の製造又は販売、④修繕体制の整備、⑤自主回収・リサイクルの実施、⑥消費者等への必要な情報の提供に努めるものとします。

(3) 廃棄物処理業者

法令に基づき、廃棄物の処理や再生利用を適正に行うほか、その廃棄物処理に関する情報を積極的に開示することなどにより、県民の廃棄物処理業界、ひいては静脈産業¹⁴全般に対する社会的な信頼性の一層の向上に努めるものとします。

3 民間団体などの役割

消費者団体やNPOなどの民間団体は、これまで実践してきた3Rや環境教育などに関する活動で得られた知見やネットワークを活用し、県や市町村、公益財団法人とやま環境財団などとも連携しながら、これらの取組みが県民に広く定着するよう努めるものとします。

4 行政の役割

行政は、自ら率先して循環型社会の形成に向けた取組みを実践するとともに、県民や事業者、民間団体などの取組みに対し、積極的に支援を行うこととします。

なお、行政全般に対し規制改革、民間開放が求められている社会情勢や、依然として厳しい財政事情などを踏まえ、新たな取組みについてのきっかけづくりや調整、廃棄物の不適正処理を防止するための監視・指導など、優先度の高いものから進めていくこととします。

(1) 県の役割

県は、産業廃棄物の監視指導など、廃棄物の適正処理に向けた取組みを推進するとともに、自ら率先して廃棄物の排出抑制や再生利用に努めます。

また、広域的な観点から、廃棄物処理体制の整備や3Rに関する取組みなどに関し、県民、事業者、市町村等の支援や調整を行うとともに、廃棄物の処理や3Rに関する技術的な情報や関連法令の制定・見直しの動向などの最新の知見を収集し、適宜各主体にわかりやすく情報提供することとします。

このほか、必要に応じて、国に対する提言や要望などを行うこととします。

(2) 市町村の役割

市町村は、自ら率先して廃棄物の排出抑制や再生利用に努めるとともに、一般廃棄物の統括的処理責任を有することから、地域内における適正処理を迅速かつ着実に行うとともに、地域住民などの3Rに関する取組みなどに対する支援や調整を行うこととします。

また、循環型社会の形成に向けた県の施策に協力するとともに、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画の策定にあたっては、本計画を十分考慮することとします。

第7章 計画の推進

1 推進体制の整備

県は、この計画に基づく施策を県民総ぐるみで推進するため、「環境とやま県民会議¹⁵」や「市町村一般廃棄物対策推進協議会¹⁶」などの場を活用し、県民、事業者、関係団体及び市町村との意見・情報交換を積極的に行うほか、得られた意見や情報などを適切に施策に反映させることとします。

2 計画の進行管理

県は、市町村や事業者などの協力を得て、一般廃棄物や産業廃棄物の排出及び処理状況などを定期的に把握するとともに、目標の達成状況を表7の20の評価指標を用いて継続的に検証することとします。

また、目標の達成状況の検証の結果などについては、広く情報提供するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しなどを行うこととします。

表7 計画の進捗を評価する指標

(1) 新たな課題の解決に向けた重点的取組み

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
マイバッグ持参率	とやまエコ・ストア登録店でマイバッグを利用して消費者が買い物を行う率	95% (R元年度)	95% [現状維持]
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合	食品ロスの問題を認知し、削減に向けて何らかの取組みを行っている人の割合	80.9% (R元年度)	85%以上
県民1人1日当たりの食品ロス発生量	県内の家庭・事業所から発生した、県民1人1日当たりの食品ロスの量	約110g (H28年度)	2030年までの半減を目指して減少させる
廃プラスチック類の最終処分量	再資源化等が行われずに最終処分される産業廃棄物の廃プラスチック類の割合	32.7% (H30年度)	30%以下 [▲3%]

(2) 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

指標	定義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
家庭系ごみの排出量	県民が1人1日当たり排出する家庭系ごみ(家庭から排出されたごみから、資源ごみや集団回収されたごみを除いたもの)の量	536g (H30年度)	466g [H29年度比 ▲13%]
産業廃棄物多量排出事業者の排出量	産業廃棄物を年間1,000t以上排出する事業者(多量排出事業者)の排出量	3,525千t (H30年度)	3,500千t [現状以下]
容器包装廃棄物の分別収集量	市町村が行うガラスびん、PETボトル、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	21,145t (H30年度)	20,028t (R6年度)
集団回収量	P.T.A、婦人会等が実施する県民1人当たりの新聞、雑誌等の集団回収量	24kg/人 (H30年度)	24kg/人 [現状維持]
使用済小型家電製品の回収量	市町村が実施する使用済小型家電の年間回収量	756t (H30年度)	1,000t

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	55製品	55製品 [現状維持]
環境物品等調達率	グリーン購入調達方針に基づく県の特定調達品目の環境物品等調達率	97.3% (R元年度)	100%

(3) 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
不法投棄件数	県及び市町村が把握した家庭ごみ、事業系ごみの不法投棄の件数	62件 (R元年度)	50件 [▲20%]
電子マニフェスト加入件数	県内の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェストの加入事業所数	1,730件 (R元年度)	2,400件
高濃度PCB廃棄物の処理率	高濃度のPCBを含む変圧器(トランス)、コンデンサ、安定器の中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北海道事業所での処理率	変圧器:89% コンデンサ:60% 安定器:84% (R元年度)	100% [処理完了]

(4) 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
エコ・ステーションの認定数	富山県認定エコ・ステーション(資源物の回収拠点)に認定された施設数	66施設	71施設
とやまエコ・ストア制度の登録数	とやまエコ・ストア制度に登録された店舗数	1,074店舗・ 6商店街	1,100店舗 [現状維持]

(5) 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出

指 標	定 義	現況及び目標値	
		現況	目標(7年度)
ごみ発電施設で処理されたごみの割合	焼却されたごみのうち、発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合	80% (H30年度)	80% [現状維持]
廃棄物エネルギー導入・低炭素化施設数	廃棄物由来の熱回収施設及び燃料(ペレット等)製造施設の数	25施設 (R元年度)	30施設 [+20%]
産業廃棄物優良認定業者数	優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき、県知事又は富山市長が認定する県内の産業廃棄物優良認定業者の数	収集運搬:13件 処 分:15件 (R元年度)	収集運搬:20件 処 分:20件 [+40%]
産業廃棄物の処理施設の新規設置数	新たに設置される循環型社会形成に資する産業廃棄物の処理施設の施設数	—	15施設 (累計)

(【 】は最初に記載のあるページ)

1 循環型社会 【1 ページ】

製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合には適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2 災害廃棄物 【1 ページ】

地震や風水害等の自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 【2 ページ】

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。

4 国の基本方針 【2 ページ】

廃棄物処理法第5条の2に規定される「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号、平成28年1月変更）。

5 特別管理産業廃棄物 【12 ページ】

事業活動に伴って発生する産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物。

6 多量排出事業者 【14 ページ】

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者。

7 とやまエコ・ストア制度 【25 ページ】

エコライフの取組みを推進するため、事業者がレジ袋の無料配布廃止、資源物の回収、適切な店舗温度設定等の環境配慮行動に積極的に取り組み、県民はその事業者の取組みに協力する制度。

8 富山県認定リサイクル製品 【25 ページ】

県内で製造加工され、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするリサイクル製品であり、富山県が認定している。

9 SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) 【28 ページ】

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている。

10 富山物質循環フレームワーク 【28 ページ】

平成28年5月に開催されたG7富山環境大臣会合において採択されたコミュニケ(声明書)の附属書で、国際的に連携して資源効率性や3Rに取り組むことを示した国際的な枠組み。

11 水平リサイクル 【39 ページ】

回収したペットボトルを破砕・洗浄して新たなペットボトルを製造するように、元の製品と同じ用途にリサイクルすることをいう。

廃棄物を新しい製品の原材料として再利用するマテリアルリサイクルには、水平リサイクルのほかに、元の製品と異なる用途にリサイクルするカスケードリサイクルがある。

12 ストックマネジメント 【42 ページ】

廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(Life Cycle Cost、LCC)を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

13 地域循環共生圏 【44 ページ】

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すという考え方。

14 静脈産業 【52 ページ】

使用済み製品を回収し、再使用、再生利用、適正処分を行う産業。資源を採取し、加工して製品を製造し、販売する「動脈産業」と対比される。

15 環境とやま県民会議 【53 ページ】

循環型・脱温暖化社会の構築をめざし、県民、事業者、報道機関、行政等の協力のもと、県民総ぐるみでエコライフスタイルを積極的に推進することを目的とする組織。

16 富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会 【53 ページ】

一般廃棄物行政の円滑な推進を図ること目的として、市町村の一般廃棄物担当課長、一部事務組合の事務局長から構成された組織。